

第53回 労働政策審議会障害者雇用分科会 議事次第

1 日時

平成24年11月27日（火）10:00～12:00

2 場所

厚生労働省専用第21会議室（17階）

3 議題

- (1) 平成24年障害者雇用状況の集計結果について（報告）
- (2) 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等について①
 - ・ 論点（案）について
 - ・ 検討すべき具体的な論点について
- (3) その他

4 資料

資料1 平成24年障害者雇用状況の集計結果（概要）

資料2 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等に関する論点（案）

資料3 検討すべき具体的な論点

参考資料1 平成24年障害者雇用状況の集計結果（平成24年11月14日公表資料）

参考資料2 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会報告書（概要）

参考資料3 障害者雇用促進法における障害者の範囲、雇用義務の対象

参考資料4 障害者雇用率制度の概要

参考資料5－1 精神障害者の雇用を取り巻く状況の変化等

参考資料5－2 精神障害者に対する雇用支援施策等

参考資料6 特例子会社制度

平成 24 年 障害者雇用状況の集計結果（概要）

1 集計結果の主なポイント

〈民間企業〉（法定雇用率 1.8%）

- ・ 民間企業（労働者 56 人以上規模）の雇用障害者数は、過去最高の 38 万 2,363.5 人で、前年より 4.4%増加した。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 291,013.5 人（対前年比 2.3%増）、知的障害者は 74,743.0 人（同 8.7%増）、精神障害者は 16,607.0 人（同 27.5%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者が大きく増加した。
- ・ 実雇用率は過去最高の 1.69%（前年は 1.65%）、法定雇用率達成企業の割合は 46.8%（前年は 45.3%）であった。

〈公的機関〉（同 2.1%、都道府県などの教育委員会は 2.0%）

- ・ 国：雇用障害者数 7,105.0 人（前年は 6,869.0 人）、実雇用率 2.31%（前年は 2.24%）
 - ・ 都道府県：雇用障害者数 7,882.0 人（前年は 7,805 人）、実雇用率 2.43%（前年は 2.39%）
 - ・ 市町村：雇用障害者数 2 万 3,730.5 人（前年は 2 万 3,363.0 人）、実雇用率 2.25%（前年は 2.23%）
 - ・ 教育委員会：1 万 2,677.5 人（前年は 1 万 2,154 人）、実雇用率 1.88%（前年は 1.77%、都道府県教育委員会は 1.88%（前年は 1.75%）、市町村教育委員会は 1.87%（前年は 1.86%））
- 雇用障害者数、実雇用率とも前年を上回った。

〈独立行政法人など〉（同 2.1%）

- ・ 雇用障害者数：7,647 人（前年は 7,231 人）、実雇用率 2.13%（前年は 2.08%）
- 雇用障害者数、実雇用率とも前年を上回った。

2 評価

雇用障害者数は 9 年連続で過去最高を更新するなど、全体として障害者雇用は着実に進展しており、特に精神障害者の伸びが大きい（対前年比 27.5%増加）。

3 今後の課題

依然として、民間企業の実雇用率が法定雇用率を下回っているとともに、法定雇用率を達成している企業の割合が半数に満たない状況にある。また、公的機関のうち、教育委員会の実雇用率が法定雇用率を下回る状況にある。

加えて、平成 25 年 4 月 1 日から法定雇用率が引き上げとなるため、新たに法定雇用率未達成となる可能性がある企業等を含め、引き続き雇用率達成指導を厳正に実施していく。

障害者雇用促進制度における障害者の範囲等に関する論点（案）

【第1 障害者雇用促進制度における障害者の範囲】

- (1) 障害者雇用促進制度における障害者の範囲について
 - 障害者雇用促進制度における障害者の範囲についてどう考えるか
- (2) 就労の困難さに視点を置いた判断の在り方について
 - 障害者雇用促進制度の対象となる障害者であることの判断に関し、就労の困難さに視点を置いた判断の在り方についてどう考えるか

【第2 障害者雇用率制度における障害者の範囲等】

- (1) 雇用義務制度の趣旨・目的について
 - 雇用義務制度の趣旨・目的についてどう考えるか
- (2) 精神障害者について
 - 精神障害者の雇用率制度における取扱いについてどう考えるか
- (3) その他の障害者について
 - 障害者手帳を所持しないその他の発達障害者、難治性疾患患者等の雇用率制度における取扱いについてどう考えるか

【第3 障害者雇用率制度に関するその他の論点】

- (1) 重度障害者の範囲とダブルカウント制度について
 - ダブルカウント制度についてどう考えるか
- (2) 特例子会社制度について
 - 特例子会社制度についてどう考えるか
- (3) 派遣労働者について
 - 派遣労働者の雇用率制度における取扱いについてどう考えるか

第 1 障害者雇用促進制度における障害者の範囲

(1) 障害者雇用促進制度における障害者の範囲について

○ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲についてどう考えるか

- ◎ 障害者権利雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会報告書
(平成24年8月3日)(抄)
(障害者雇用促進制度における障害者の範囲について)
- 現在の障害者雇用促進法における障害者については、「長期にわたる職業生活上の相当の制限」を個別に判断しており、例えば、障害者手帳を所持しない発達障害者、難治性疾患患者等で「長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」についても障害者雇用促進法の対象に含まれていることから、本来対象とすべき者が障害者とされていると評価できる。
- 障害者雇用促進制度における障害者の規定については、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を「障害」とする等の障害者基本法の改正を踏まえた表現とすべきとの意見もあり、対象の曖昧さを排除する観点から、対象の明確化等について法制的な検討を行い、必要な見直しを行うことも考えられる。



- 現在の障害者雇用促進制度における障害者については「長期にわたる職業生活上の相当の制限」を個別に判断している。
例えば、障害者手帳を所持しない発達障害者、難治性疾患患者等で「長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」についても障害者雇用促進法の対象に含まれていることから、本来対象とすべき者が障害者とされているのではないか。
- 一方、障害者雇用促進制度における障害者の規定については、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を「障害」とする等の障害者基本法の改正も踏まえ、対象の曖昧さを排除する観点から、対象の明確化等について法制的な検討を行うべきではないか。

◎ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

◎ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）

（用語の意義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。

(2) 就労の困難さに視点を置いた判断の在り方について

○ 障害者雇用促進制度の対象となる障害者であることの判断に関し、就労の困難さに視点を置いた判断の在り方についてどう考えるか

- ◎ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会報告書
(平成24年8月3日)(抄)
- 障害者雇用促進制度の対象となる障害者は、就労の困難さに視点を置いて判断し、それぞれの障害者の状況に応じたきめ細かな支援を実施することが重要である。
- 就労の困難さに視点を置いた判断を行うに当たっては、心身機能・構造上の損傷といった医学モデルと社会環境といった社会モデルのどちらか一方の観点では十分ではなく、双方の観点をもって判断されることが必要である。ただし、就労の困難さは障害特性により多様であることに加え、企業の職場環境や本人の希望職種、就職前後又は就職後の時間的経過等によっても異なるものであるため、判断のための一律の基準を作るのは困難である。
- 一方、現在の障害者雇用促進法においては、医学的判断に加え、「長期にわたる職業生活上の相当の制限」を個別に判断しており、就労の困難さに視点を置いたものとなっていると評価できる。
- なお、障害者であることを判断するにあたっては、まずは個人の特性等の把握が重要であるため、現在の方法を基本としつつ、就労の困難さという観点からの判断の精度を高める工夫を行うことが必要である。
- 具体的には、心身機能・構造上の損傷に関する医学的判断を医師の診断書、意見書等により確認し、「長期にわたる職業生活上の相当の制限」について支援機関の担当者等からの情報も参考にしながら判断することが重要である。
- また、就労支援や職場定着の段階における必要な支援については、本人の意向を尊重しつつ、ハローワーク、支援機関、医療関係者、企業など関係者が一同に会し、どのような支援が必要かについて話し合う場を設けるなど、関係者間の連携が重要である。



- 現在の障害者雇用促進法の対象となる障害者であることの判断は、医学的判断に加え、「長期にわたる職業生活上の相当の制限」を個別に判断しており、就労の困難さに視点を置いたものと評価してよいか。
- 就労の困難さの判断の在り方についてどう考えるか。例えば、「長期にわたる職業生活上の相当の制限」について支援機関の担当者等からの情報も参考にしながら判断することを通じて、就労の困難さの判断の精度を高めることについてどう考えるか。

第2 障害者雇用率制度における障害者の範囲等

(1) 雇用義務制度の趣旨・目的について

○ 雇用義務制度の趣旨・目的についてどう考えるか

◎ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会報告書

(平成24年8月3日)(抄)

(雇用義務制度の趣旨・目的について)

○ 雇用義務制度は、雇用の場を確保することが極めて困難な者に対し、社会連帯の理念の下で、すべての企業に雇用義務を課すものである。したがって、企業が社会的な責任を果たすための前提として、①企業がその対象者を雇用できる一定の環境が整っていることが必要であり、また、②対象範囲は明確であり、公正、一律性が担保される必要がある。

○ なお、その他、関連する意見として、雇用義務の前提となる雇用環境の整備については、完全に整備されることを待つことは現実的ではない、障害者と一緒に働く中で障害者雇用への理解が進み、さらに雇用拡大が進むのではないかとの意見もあった。

○ 他方、対象範囲の検討にあたっては、各企業が障害者を適切に雇用管理できるようにするためにも企業の状況・実態等に基づく慎重な検討が必要であり、事業主の必要以上の負担や健常者の雇用への影響といった視点も必要であるとの意見もあった。



○ 雇用義務制度は、雇用の場を確保することが極めて困難な者に対し、社会連帯の理念の下で、すべての企業に雇用義務を課すものである。したがって、企業が社会的な責任を果たすための前提として、

① 企業がその対象者を雇用できる一定の環境が整っていること

② 対象範囲は明確であり、公正、一律性が担保されること
が必要ではないか。

○ また、上記以外に雇用義務制度の対象範囲の検討にあたって、留意すべき事項はあるか。

(2) 精神障害者の取扱い

○ 精神障害者の雇用率制度における取扱いについてどう考えるか

◎ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会報告書
(平成24年8月3日)(抄)

(精神障害者の雇用義務化に関するこれまでの議論)

○ 精神障害者の雇用義務化については、(1)に記載したとおり、これまでも継続的に議論がされてきたが、平成16年12月の労働政策審議会意見書では、「将来的にはこれを雇用義務制度の対象とすることが考えられる。」とされ、「現段階では、このような企業の社会的責任を果たすための前提として、精神障害者の雇用に対する企業の理解と雇用管理ノウハウの普及を図り、精神障害者の雇用環境をさらに改善していく必要がある。」とされていた。

(精神障害者の雇用義務化について)

○ 精神障害者に対する企業の理解の進展や雇用促進のための助成金や就労支援機関における支援体制の強化等の支援策の充実など、精神障害者の雇用環境は改善され、義務化に向けた条件整備は着実に進展してきたと考えられることから、精神障害者を雇用義務の対象とすることが適当である。

○ 義務化の意味合いは非常に重く、企業の経営環境や企業総体としての納得感といった観点からは、実施時期については、精神障害者を雇用義務の対象とすることが適当であることを踏まえ、慎重に結論を出すことが求められる。

○ また、精神障害者の雇用義務化にあたっては、企業の理解等に不十分な点もあり企業内で理解を得られる環境作りが必要で、その対応を適切に行うとともに、精神障害者の特性として、症状の波があるといったこともあり、個人と企業とのマッチングや定着を支援する体制や企業と外部の支援機関が連携をして支援していく体制の充実が必要である。

○ なお、精神障害者保健福祉手帳の取得による障害の開示は、本人の意向によるものであり、精神障害者を雇用義務の対象とする際の対象者の把握・確認方法は、精神障害の特性やプライバシーへの配慮、公正、一律性等の観点から、精神障害者保健福祉手帳で判断することが適当である。



○ (1)の雇用義務制度の趣旨・目的を踏まえ、精神障害者を雇用義務の対象とすることについてどう考えるか。

○ 義務化の意味合いは非常に重く、企業の経営環境や企業総体としての納得感といった観点も踏まえ、実施時期についてどう考えるか。

○ また、精神障害者の雇用義務化にあたっては、
・ 企業内で理解を得られる環境作り
・ 個人と企業とのマッチングや定着を支援する体制や企業と外部の支援機関が連携をして支援していく体制の充実
を図ることが必要ではないか。

- 精神障害者を雇用義務の対象とする場合の対象者の把握・確認方法は、精神障害の特性やプライバシーへの配慮、公正、一律性等の観点から、精神障害者保健福祉手帳で判断することについてどう考えるか。

今後の障害者雇用施策の充実強化について－就業機会の拡大による職業的自立を目指して－（意見書）

（平成 16 年 12 月 15 日労働政策審議会障害者雇用分科会）（抜粋）

1. 精神障害者に対する雇用対策の強化

（1）障害者雇用率制度の適用

雇用義務制度は、障害ゆえに職業生活上の制約を有する障害者の雇用は企業の社会的責任であるという考え方から成り立っており、精神障害者についても障害者雇用促進法上に定義されたこともあり、将来的にはこれを雇用義務制度の対象とすることが考えられる。

しかしながら、現段階では、このような企業の社会的責任を果たすための前提として、精神障害者の雇用に対する企業の理解と雇用管理ノウハウの普及を図り、精神障害者の雇用環境をさらに改善していく必要がある。そこで、雇用義務制度の本格的な実施を図る前に、採用後精神障害者を含め、精神障害者を雇用している企業の努力を評価する制度を整備し、その雇用の促進を図ることが必要である。

また、精神障害者を実雇用率に算定するに当たっての対象者の把握・確認方法は、精神障害の特性やプライバシーへの配慮、公正、一律性等の観点から、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の所持をもって行うことが適当であり、本人の意に反した雇用率制度の適用等が行われないよう、プライバシーに配慮した対象者の把握・確認の在り方について、企業にとって参考となるものを示すことが必要である。その内容としては、スムーズな把握・確認の方法や事例、手帳取得の強要の禁止といった禁忌事項を示すこと等が考えられるが、企業にとってわかりやすいものとなるよう、専門家による検討を行うことが適当である。

(3) その他の障害者について

○ 障害者手帳を所持しないその他の発達障害者、難治性疾患患者等の雇用率制度における取扱いについてどう考えるか

- ◎ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会報告書
(平成24年8月3日) (抄)
- 障害者手帳を所持しない発達障害者、難治性疾患患者等に対しても、障害特性に応じて適切な支援が受けられるようにすることが重要である。
- 現状としては、障害者手帳を所持しない発達障害者、難治性疾患患者等については、企業が雇用できる一定の環境が整っていないことから、企業における雇用管理ノウハウの蓄積や企業の雇用環境の改善をさらに進めていくとともに、地域の就労支援の体制作りやネットワークの構築を進めて行くことが必要である。
- また、対象範囲が明確でなく、公正・一律性が担保されていないことから、職業生活上の困難さを把握・判断するための研究を行っていくことが必要である。



- 障害者手帳を所持しない発達障害者、難治性疾患患者等のその他の障害者については、
- ・ 企業における雇用管理ノウハウの蓄積や企業の雇用環境の改善をさらに進めていくとともに、地域の就労支援の体制作りやネットワークの構築を進めて行くこと
 - ・ 対象範囲が明確でなく、公正・一律性が担保されていないことから、職業生活上の困難さを把握・判断するための研究を行っていくことが必要ではないか。
- その上で、(1)の雇用義務制度の趣旨・目的を踏まえ、障害者手帳を所持しないその他の障害者を雇用義務の対象とすることについてどう考えるか。

第3 雇用率制度に関するその他の論点

(1) 重度障害者の範囲とダブルカウント制度について

○ ダブルカウント制度についてどう考えるか

◎ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会報告書
(平成24年8月3日) (抄)

(ダブルカウント制度について)

○ ダブルカウント制度は、就労の困難度の高い重度障害者の雇用促進に一定の役割を果たしてきた。重度障害者の雇用にあたっては、施設、設備等の物的な負担や、現場指導等の配慮等が必要であることから、今後も重度障害者の雇用を促進していくためにも、ダブルカウント制度は継続していくことが必要である。

○ 一方、就労の困難度という捉え方が従来と異なり、重度障害者とする基準が実態と乖離する部分があるのであれば、より効果的なものにするために実態に応じた見直しを検討していくべきとの意見もあった。

○ また、長時間労働が難しい精神障害者を短時間で雇用し、長時間労働を目指していく過程は企業にとって労力を要するため、精神障害者の短時間労働をダブルカウントにより評価すべきとの意見もあったが、他の障害者との公平性の観点や精神障害の特性に関わらず、本人その他の事情で雇用契約が短時間である場合もあること等を考慮し、慎重な議論が必要である。



○ ダブルカウント制度について、就労の困難度の高い重度障害者の雇用促進に一定の役割を果たしてきたことを踏まえ、制度を継続していくことでよいか。

○ ダブルカウント制度の対象となる重度障害者についてどう考えるか。

(2) 特例子会社制度について

○ 特例子会社制度についてどう考えるか。

◎ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会報告書
(平成24年8月3日) (抄)

○ 特例子会社制度が、知的障害者をはじめとする障害者の雇用促進に果たしてきた役割は大きく、多くの障害者をもその特性に配慮して継続して雇用するという観点でも貢献しており、特例子会社制度は継続していくことが必要である。

○ 一方、ノーマライゼーションの観点も踏まえ、今後は、特別に配慮が必要な障害者の雇用の受け皿という機能のみならず、特例子会社で蓄積した障害者雇用に関するノウハウを他の企業に普及・啓発させる等の役割も期待される。また、親会社と人事交流を行う等親会社の障害者雇用を積極化する仕組みとしても活用できるのではないかと意見があった。



○ 特例子会社制度が知的障害者をはじめとする障害者の雇用促進に果たしてきた役割を踏まえ、制度を継続していくことでよいか。

○ 特例子会社の今後の役割についてどう考えるか。

(3) 派遣労働者について

○ 派遣労働者の雇用率制度における取扱いについてどう考えるか

◎ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会報告書
(平成24年8月3日)(抄)

(派遣労働者としての障害者雇用について)

- 本研究会においては、派遣労働者の雇用率カウントについては、派遣先の負担が大きいことから派遣先に一定のインセンティブを与えることが考えられるのではないか、労働環境を派遣元が整備して送り出すのか、派遣先が整備するのかといった役割分担を考慮に入れて考えるべきではないかといった様々な意見があった。
- 派遣労働は複雑な雇用形態であり、各企業で派遣労働者の位置づけをどう捉えるかということにも関係することから、引き続き、派遣労働者としての障害者雇用のニーズの動向等を見た上で検討する必要がある。



- 派遣労働は複雑な雇用形態であり、各企業で派遣労働者の位置づけをどう捉えるかということにも関係することから、引き続き、派遣労働者としての障害者雇用のニーズの動向等を見た上で検討すべきではないか。



平成 24 年 11 月 14 日

【照会先】

職業安定局

高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課
課長 山田 雅彦

主任障害者雇用専門官 田窪 丈明

障害者雇用専門官 鈴木 良尚

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5857、5789

(直通電話) 03-3502-6775

平成 24 年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 24 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 1.8%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、当省が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

なお、法定雇用率は平成 25 年 4 月 1 日に改定することとしています（民間企業の場合は 1.8%→2.0%）。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 1.8%）

- ・雇用障害者数は 38 万 2,363.5 人と前年より 4.4%（16,164.5 人）増加。
また、実雇用率は 1.69%（前年比 0.04 ポイント上昇）。
→いずれも過去最高を更新
- ・法定雇用率達成企業の割合は 46.8%（前年比 1.5 ポイント上昇）

<公的機関>（同 2.1%、都道府県などの教育委員会は 2.0%）

- ・国：雇用障害者数 7,105.0 人、実雇用率 2.31%
 - ・都道府県：雇用障害者数 7,882.0 人、実雇用率 2.43%
 - ・市町村：雇用障害者数 2 万 3,730.5 人、実雇用率 2.25%
 - ・教育委員会：雇用障害者数 1 万 2,677.5 人、実雇用率 1.88%
- 雇用障害者数及び実雇用率のいずれも前年を上回った。

<独立行政法人など>（同 2.1%）

- ・雇用障害者数 7,647 人、実雇用率 2.13%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は 382,363.5人で、前年より4.4%（16,164.5人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 291,013.5人（対前年比2.3%増）、知的障害者は74,743.0人（同8.7%増）、精神障害者は16,607.0人（同27.5%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者が大きく増加した。
- ・ 実雇用率は、過去最高の1.69%（前年は1.65%）、法定雇用率達成企業の割合は46.8%（同45.3%）であった。

[総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)]

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業で 30,297.5人、100～300人未満で 73,422.5人、300～500人未満で 37,396.0人、500～1,000人未満で 46,055.0人、1,000人以上で 195,192.5人と、全ての規模の区分で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、全ての規模の区分で前年より上回った。また、民間企業全体の実雇用率 1.69%と比較すると、
 - 1,000人以上規模企業(1.90%)、同500～1,000人未満(1.70%)については上回った。
 - 300～500人未満規模企業(1.63%)、同100～300人未満(1.44%)、同56～100人未満(1.39%)については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模企業が43.7%、100～300人未満が48.5%、300～500人未満が46.8%、500～1,000人未満が47.1%、1,000人以上が57.5%と、全ての規模の区分で前年より上昇した。

[グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)]

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」及び「複合サービス事業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。

- ・ 産業別の実雇用率では、「製造業」(1.81%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(1.87%)、「生活関連サービス業, 娯楽業」(1.94%)、「医療, 福祉」(1.98%)の4業種は法定雇用率を上回っている。
- ・ 加えて、「農, 林, 漁業」(1.72%)、「運輸業, 郵便業」(1.74%)、「金融業, 保険業」(1.76%)、「サービス業」(1.70%)の4業種は、民間企業全体の実雇用率 1.69%を上回っている。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成24年の法定雇用率未達成企業は40,614社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、65.0%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は、61.1%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

- ・ 平成24年6月1日現在で特例子会社(※)の認定を受けている企業は349社(前年より30社増)で、雇用されている障害者の数は、17,743.5人であった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は8,384.0人、知的障害者は8,470.5人、精神障害者は889.0人であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表1(7)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 国の機関 (法定雇用率2.1%)

国の機関に在職している障害者の数は7,105.0人で、前年より3.4%(236.0人)増加しており、実雇用率は2.31%と、前年に比べ0.07ポイント上昇した。

国の機関は全て達成。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)〕

(2) 都道府県の機関 (法定雇用率2.1%)

都道府県の機関に在職している障害者の数は7,882.0人で、前年より1.0%(77.0人)増加しており、実雇用率は2.43%と、前年に比べ0.04ポイント上昇した。

知事部局は全て達成、知事部局以外は108機関中97機関が達成。

【未達成機関】

北海道警察本部、福島県警察本部、茨城県警察本部、栃木県警察本部、新潟県病院局、山梨県警察本部、滋賀県警察本部、岡山県企業局、山口県警察本部、熊本県警察本部、大分県病院局

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)・(3)〕

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

市町村の機関に在職している障害者の数は23,730.5人で、前年より1.6%（367.5人）増加しており、実雇用率は2.25%と、前年に比べ0.02ポイント上昇した。

2,312機関中1,998機関が達成。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は12,677.5人で、前年より4.3%（523.5人）増加しており、実雇用率は1.88%（都道府県教育委員会は1.88%、市町村教育委員会は1.87%）と、前年に比べ0.11ポイント上昇した。

都道府県教育委員会は47機関中24機関が達成、市町村教育委員会は74機関中61機関が達成。

【未達成の都道府県教育委員会】

北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、埼玉、東京、新潟、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、鳥取、島根、山口、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島
の教育委員会

〔総括表2(4)、詳細表2(4)、4(4)〕

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は7,647人で、前年より5.8%（416.0人）増加しており、実雇用率は2.13%と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

独立行政法人等（国立大学法人等を除く）は97法人中82法人が達成、国立大学法人等は90法人中70法人が達成、地方独立行政法人等は118法人中75法人が達成。

〔総括表3、詳細表3、4(5)〕

平成24年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	22,577,527.0 人	382,363.5 人	1.69 %	35,694 / 76,308	46.8 %
	(22,260,915.5 人)	(366,199.0 人)	(1.65 %)	(34,102 / 75,313)	(45.3 %)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	307,130.5 人	7,105.0 人	2.31 %	39 / 39	100.0 %
	(305,997.0 人)	(6,869.0 人)	(2.24 %)	(39 / 39)	(100.0 %)
行政機関	278,927.5 人	6,443.0 人	2.31 %	30 / 30	100.0 %
	(277,782.5 人)	(6,211.5 人)	(2.24 %)	(30 / 30)	(100.0 %)
立法機関	3,543.5 人	78.5 人	2.22 %	5 / 5	100.0 %
	(3,575.0 人)	(81.5 人)	(2.28 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	24,659.5 人	583.5 人	2.37 %	4 / 4	100.0 %
	(24,639.5 人)	(576.0 人)	(2.34 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	323,879.0 人	7,882.0 人	2.43 %	144 / 155	92.9 %
	(326,662.0 人)	(7,805.0 人)	(2.39 %)	(142 / 157)	(90.4 %)
都道府県知事部局	257,128.0 人	6,331.0 人	2.46 %	47 / 47	100.0 %
	(260,148.5 人)	(6,321.0 人)	(2.43 %)	(47 / 47)	(100.0 %)
その他の都道府県機関	66,751.0 人	1,551.0 人	2.32 %	97 / 108	89.8 %
	(66,513.5 人)	(1,484.0 人)	(2.23 %)	(95 / 110)	(86.4 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,052,790.5 人	23,730.5 人	2.25 %	1,998 / 2,312	86.4 %
	(1,049,375.5 人	23,363.0 人)	(2.23 %)	(1,970 / 2,353)	(83.7 %)

(4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	673,631.0 人	12,677.5 人	1.88 %	85 / 121	70.2 %
	(686,659.5 人)	(12,154.0 人)	(1.77 %)	(94 / 139)	(67.6 %)
都道府県教育委員会	578,163.5 人	10,895.5 人	1.88 %	24 / 47	51.1 %
	(585,104.0 人	10,266.5 人)	(1.75 %)	(14 / 47)	(29.8 %)
市町村教育委員会	95,467.5 人	1,782.0 人	1.87 %	61 / 74	82.4 %
	(101,555.5 人	1,887.5 人)	(1.86 %)	(80 / 92)	(87.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	359,343.5 人	7,647.0 人	2.13 %	227 / 305	74.4 %
	(347,228.0 人)	(7,231.0 人)	(2.08 %)	(201 / 288)	(69.8 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	176,481.0 人	3,917.0 人	2.22 %	82 / 97	84.5 %
	(174,269.5 人	3,865.5 人)	(2.22 %)	(85 / 98)	(86.7 %)
国立大学法人等	134,784.5 人	2,912.0 人	2.16 %	70 / 90	77.8 %
	(132,188.5 人	2,691.0 人)	(2.04 %)	(59 / 90)	(65.6 %)
地方独立行政法人等	48,078.0 人	818.0 人	1.70 %	75 / 118	63.6 %
	(40,770.0 人	674.5 人)	(1.65 %)	(57 / 100)	(57.0 %)

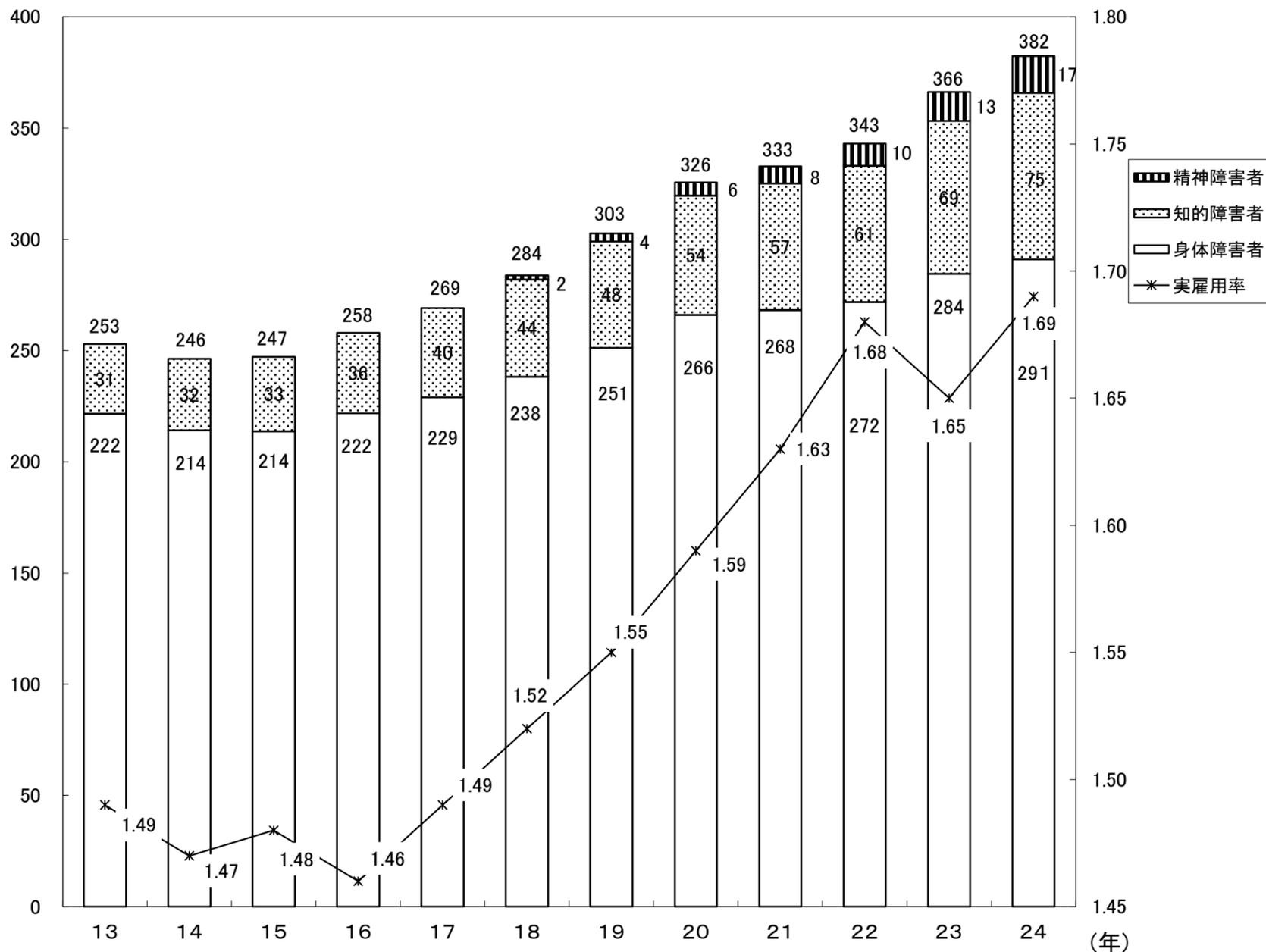
- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

＜障害者の数（千人）＞

＜実雇用率（％）＞



＜法定雇用率＞

1.8%

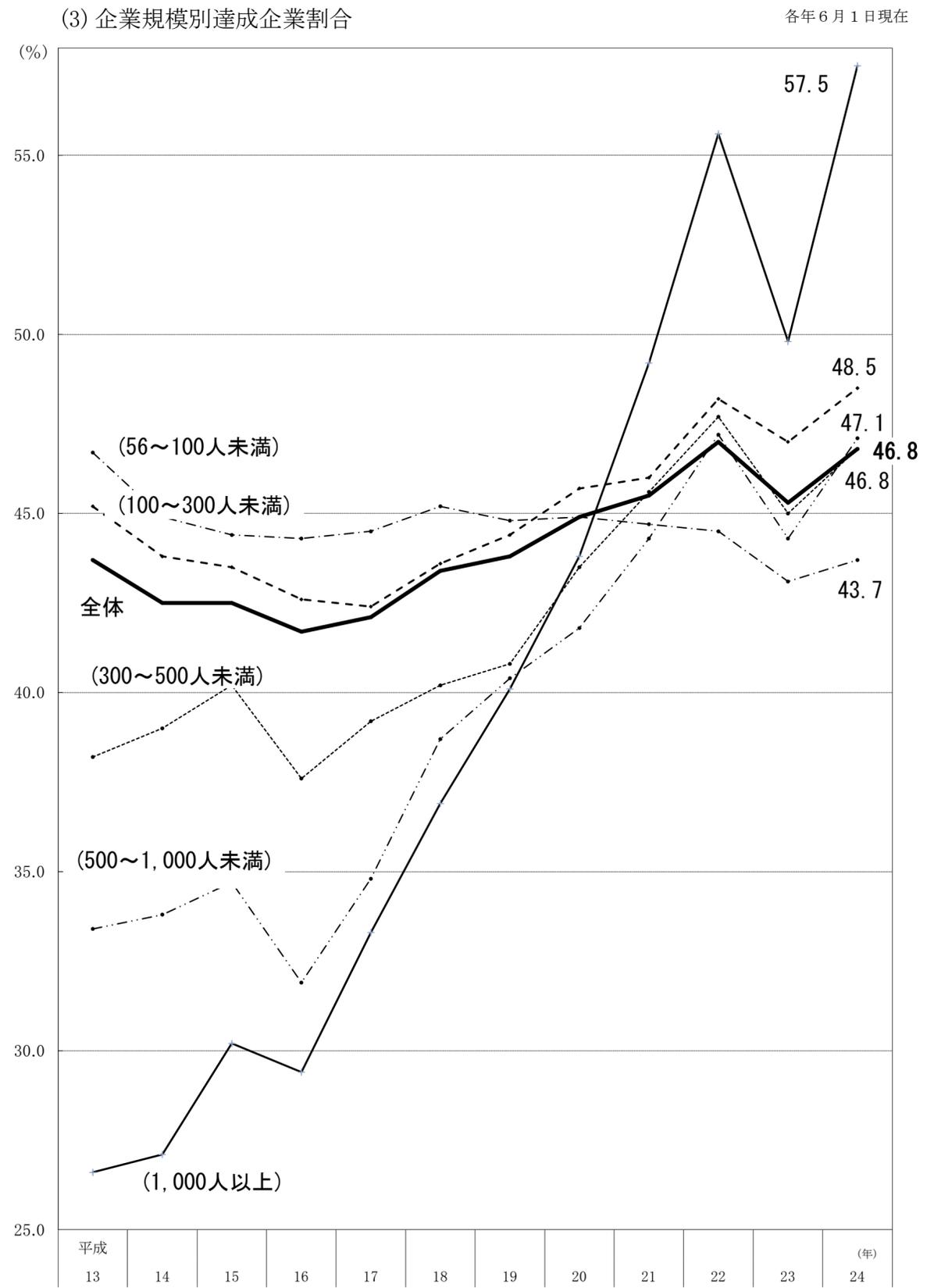
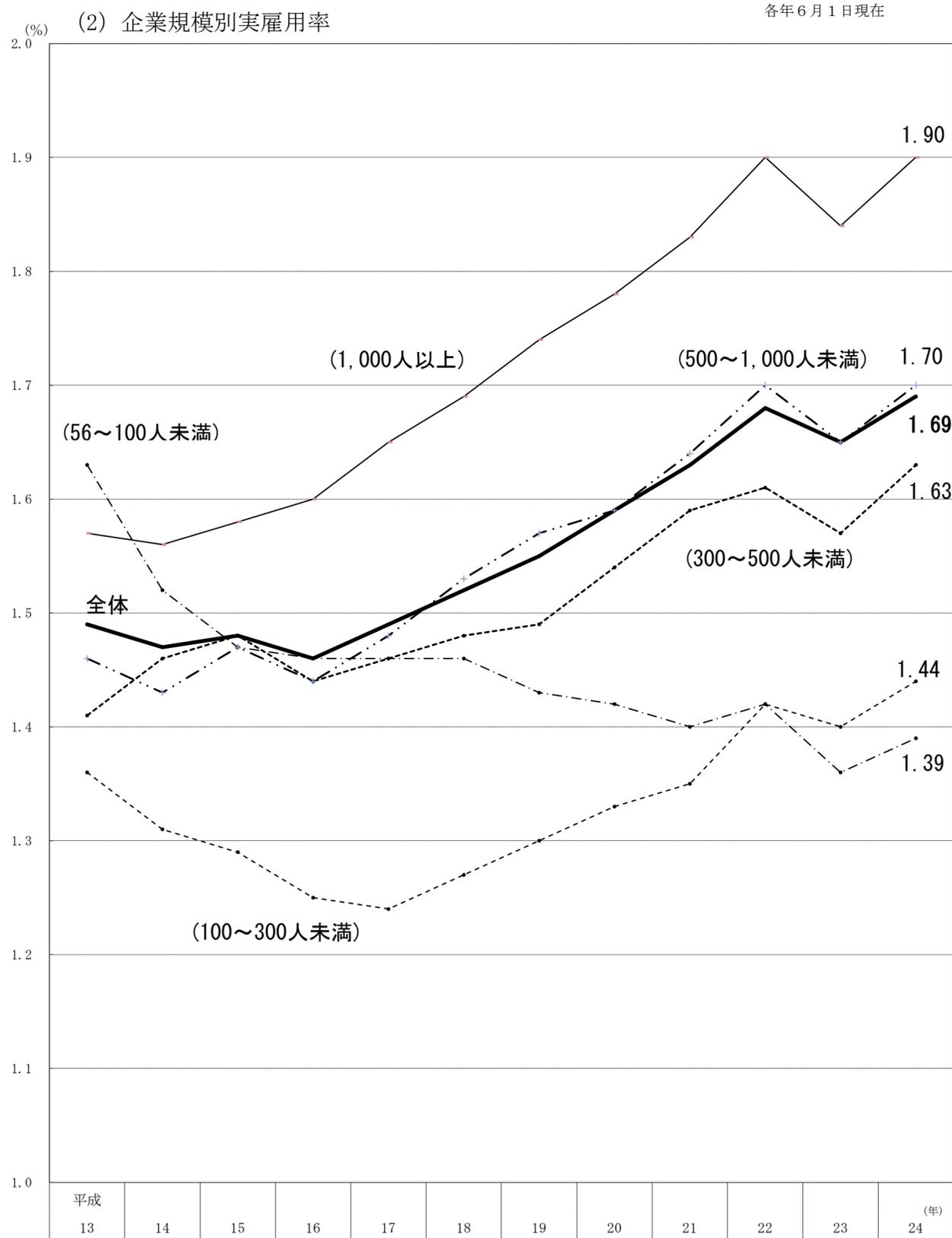
注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

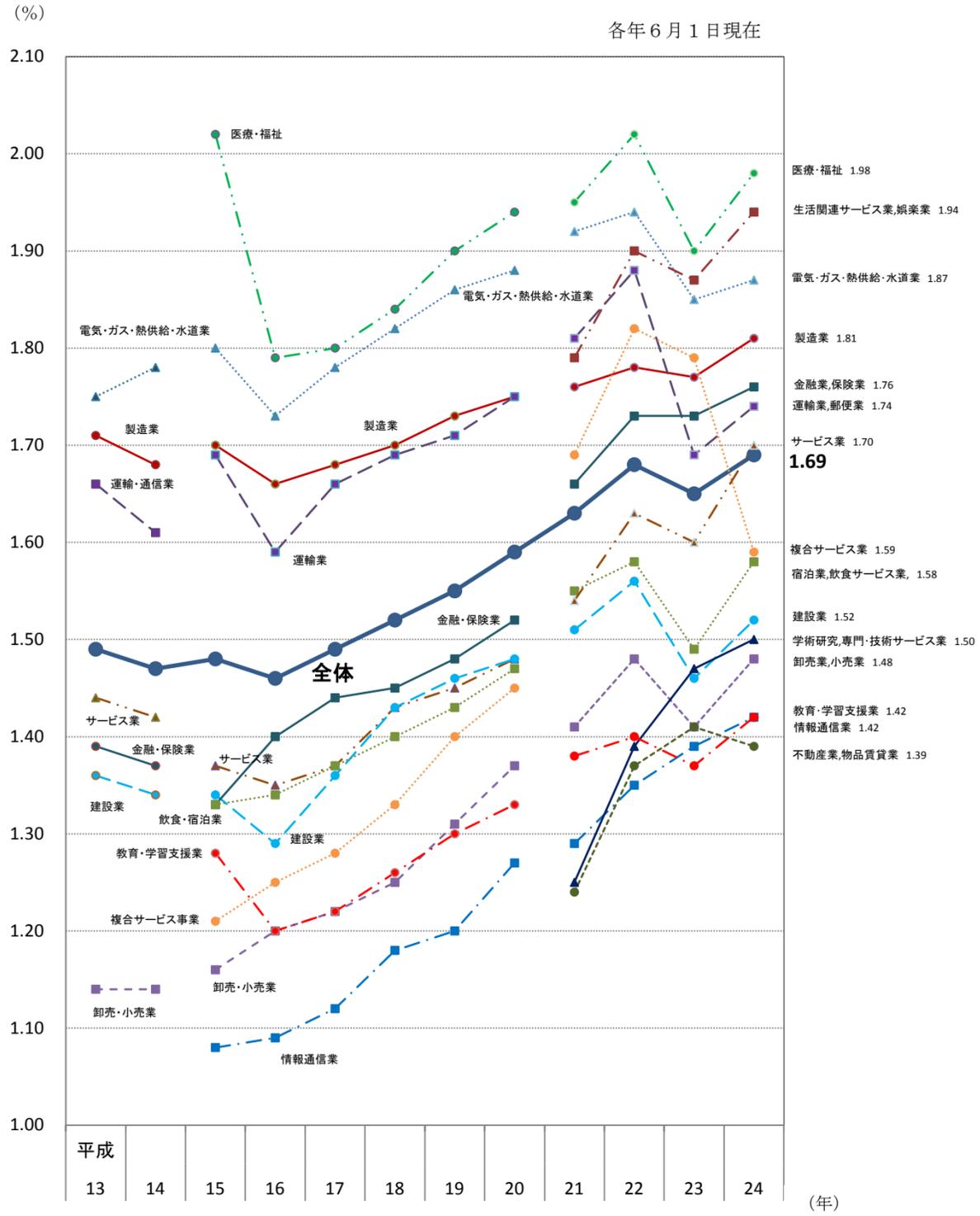
平成17年度まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

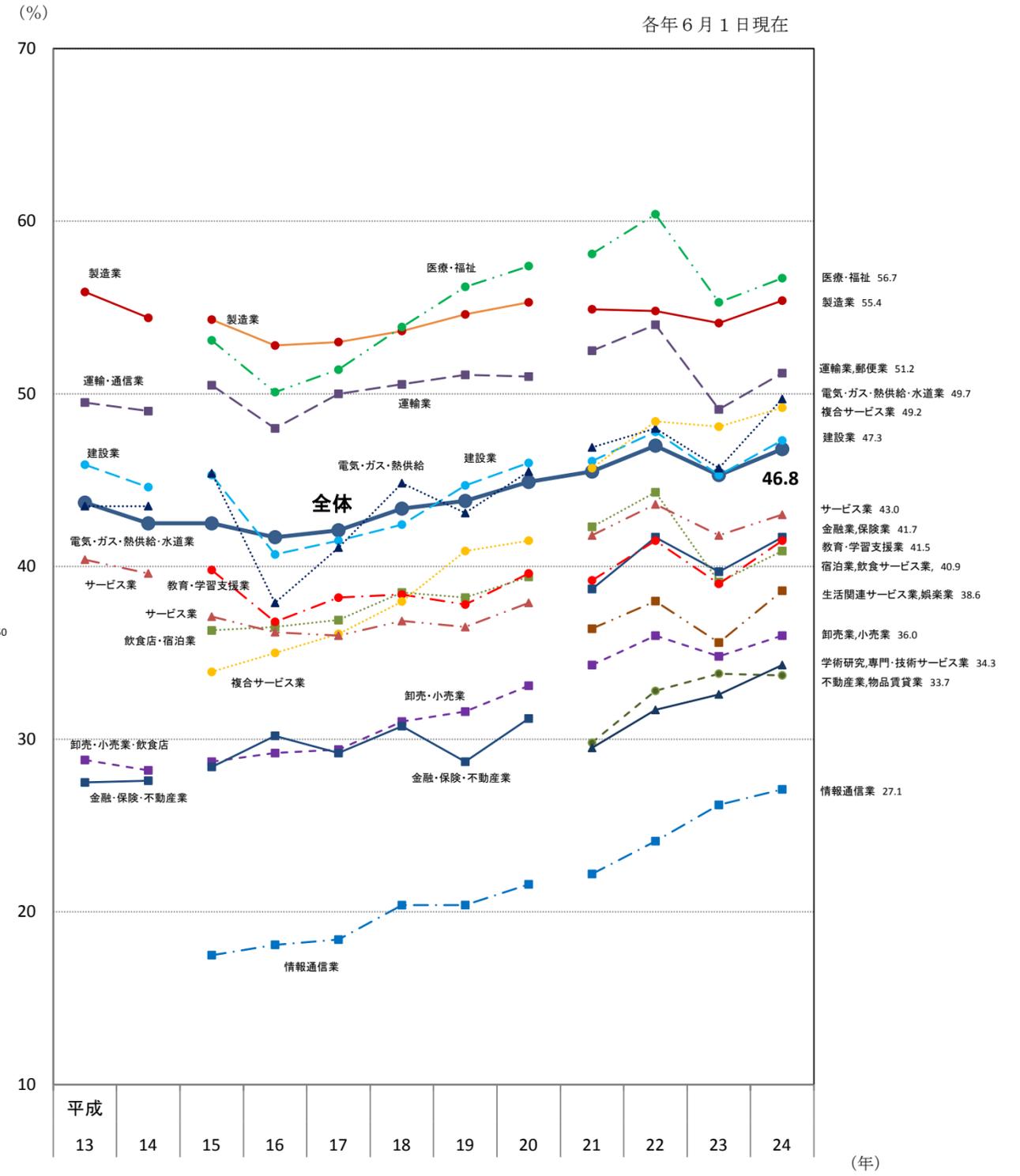
平成23年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）



(4)産業別実雇用率



(5)産業別達成企業割合



注1 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
 2 平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。

注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | |
|---------------|-----|---|---------------------------------------|
| ○ 民間企業 | ……… | { | 一般の民間企業 …………… 1. 8% |
| | | | （56人以上規模の企業） |
| | | { | 特殊法人等 …………… 2. 1% |
| | | | 〔労働者数48人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 |
| ○ 国、地方公共団体 | ……… | | 2. 1% |
| | | | （48人以上規模の機関） |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | ……… | | 2. 0% |
| | | | （50人以上規模の機関） |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

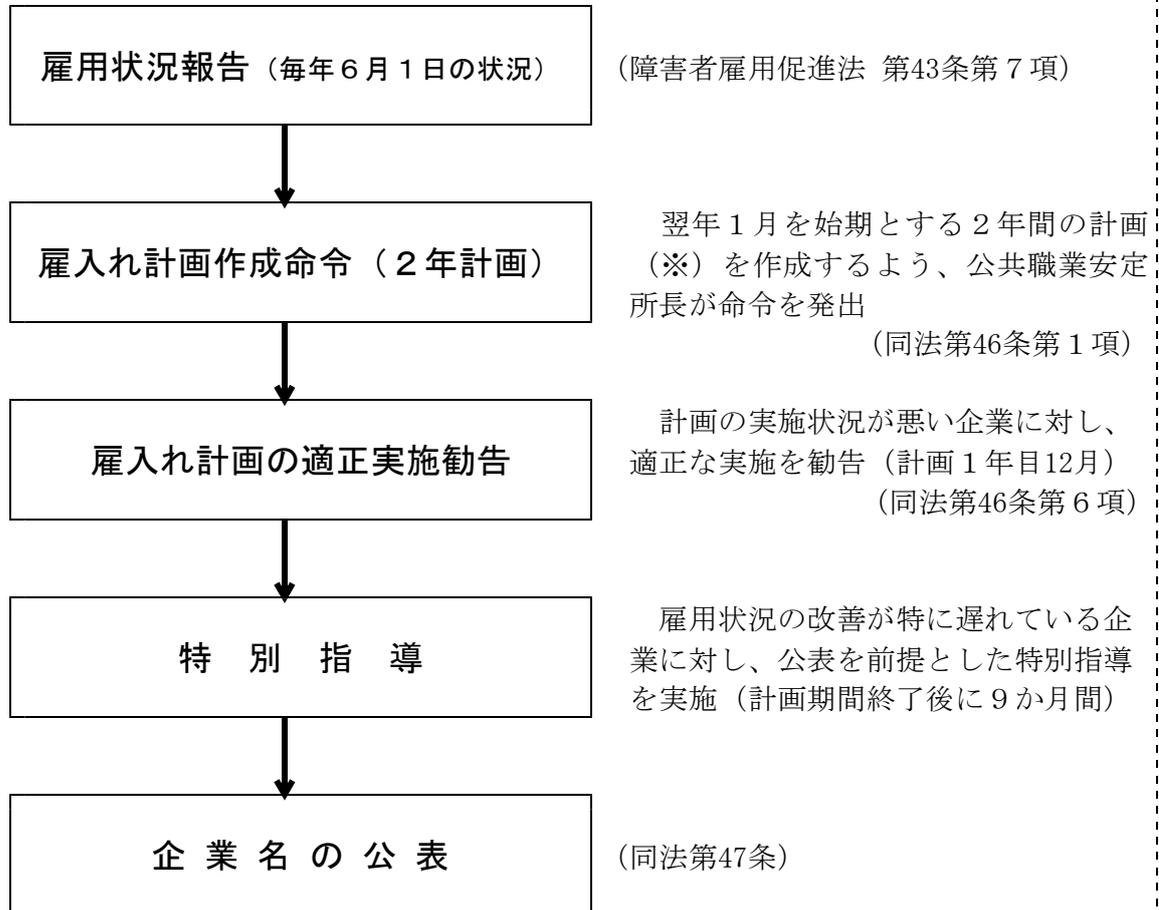
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 平成23年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 363社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 165社
 - * 「特別指導」の実施 80社
- 雇入れ計画を実施中の企業 980社（23年度末現在）
- 企業名の公表
 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
 18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
 23年度 3社（うち1社は再公表）

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

平成24年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）	
(1) 概況	13
(2) 企業規模別の雇用状況	14
(3) 産業別の雇用状況	15
(4) 民間企業における雇用状況の推移	19
(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	20
(6) 都道府県別の実雇用率等の状況	21
(7) 特例子会社の状況	22
2 国、地方公共団体における在職状況	
(1) 国の機関（法定雇用率 2.1%）	23
(2) 都道府県の機関（法定雇用率 2.1%）	24
(3) 市町村の機関（法定雇用率 2.1%）	25
(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）	26
3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.1%）	27
4 公的機関の各機関の状況	
(1) 国の機関の状況（法定雇用率 2.1%）	28
(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率 2.1%）	29
(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率 2.1%）	30
(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率 2.0%）	32
(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率 2.1%）	33

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
民間企業	企業 76,308 (75,313)	人 22,577,527.0 (22,260,915.5)	人 95,164 (92,325)	人 9,806 (8,656)	人 170,977 (164,200)	人 22,505 (17,386)	人 382,363.5 (366,199.0)	人 34,637.0 (31,644.5)	% 1.69 (1.65)	企業 35,694 (34,102)	% 46.8 (45.3)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 382,363.5 (366,199.0)	人 81,393 (79,374)	人 7,117 (6,406)	人 116,364 (115,318)	人 9,493 (7,912)	人 291,013.5 (284,428.0)	人 21,923.5 (20,333.0)	人 13,771 (12,951)	人 2,689 (2,250)	人 40,792 (37,844)	人 7,440 (5,502)	人 74,743.0 (68,747.0)	人 8,554.5 (8,099.0)	人 13,821 (11,038)	人 5,572 (3,972)	人 16,607.0 (13,024.0)	人 4,159.0 (3,190.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 76,308 (75,313)	人 22,577,527.0 (22,260,915.5)	人 95,164 (92,325)	人 9,806 (8,656)	人 170,977 (164,200)	人 22,505 (17,386)	人 382,363.5 (366,199.0)	人 34,637.0 (31,644.5)	% 1.69 (1.65)	企業 35,694 (34,102)	% 46.8 (45.3)
56～ 100人未満	企業 29,599 (29,200)	人 2,186,941.0 (2,156,943.0)	人 6,624 (6,516)	人 1,089 (942)	人 14,670 (14,492)	人 2,581 (1,758)	人 30,297.5 (29,345.0)	人 2,514.5 (2,138.0)	% 1.39 (1.36)	企業 12,928 (12,591)	% 43.7 (43.1)
100～ 300人未満	33,003 (32,620)	5,094,595.0 (5,043,862.5)	16,512 (16,091)	2,442 (2,195)	35,162 (34,063)	5,589 (4,730)	73,422.5 (70,805.0)	7,268.0 (6,567.5)	1.44 (1.40)	16,010 (15,320)	48.5 (47.0)
300～ 500人未満	6,436 (6,248)	2,292,805.5 (2,218,378.0)	9,069 (8,540)	1,104 (955)	16,895 (15,948)	2,518 (1,746)	37,396.0 (34,856.0)	3,637.0 (3,157.5)	1.63 (1.57)	3,014 (2,814)	46.8 (45.0)
500～ 1000人未満	4,190 (4,206)	2,709,840.5 (2,714,946.0)	11,688 (11,478)	1,113 (1,059)	20,378 (19,810)	2,376 (1,915)	46,055.0 (44,782.5)	4,537.0 (3,851.0)	1.70 (1.65)	1,972 (1,864)	47.1 (44.3)
1,000以上	3,080 (3,039)	10,293,345.0 (10,126,786.0)	51,271 (49,700)	4,058 (3,505)	83,872 (79,887)	9,441 (7,237)	195,192.5 (186,410.5)	16,680.5 (15,930.5)	1.90 (1.84)	1,770 (1,513)	57.5 (49.8)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	382,363.5 (366,199.0)	81,393 (79,374)	7,117 (6,406)	116,364 (115,318)	9,493 (7,912)	291,013.5 (284,428.0)	21,923.5 (20,333.0)	13,771 (12,951)	2,689 (2,250)	40,792 (37,844)	7,440 (5,502)	74,743.0 (68,747.0)	8,554.5 (8,099.0)	13,821 (11,038)	5,572 (3,972)	16,607.0 (13,024.0)	4,159.0 (3,190.5)
56～ 100人未満	30,297.5 (29,345.0)	4,892 (4,760)	673 (589)	9,398 (9,403)	846 (684)	20,278.0 (19,854.0)		1,732 (1,756)	416 (353)	4,384 (4,352)	1,033 (694)	8,780.5 (8,564.0)		888 (737)	702 (380)	1,239.0 (927.0)	
100～ 300人未満	73,422.5 (70,805.0)	13,668 (13,388)	1,631 (1,523)	24,478 (24,266)	2,395 (2,024)	54,642.5 (53,577.0)		2,844 (2,703)	811 (672)	8,263 (7,817)	1,858 (1,566)	15,691.0 (14,678.0)		2,421 (1,980)	1,336 (1,140)	3,089.0 (2,550.0)	
300～ 500人未満	37,396.0 (34,856.0)	7,740 (7,492)	811 (687)	11,626 (11,385)	1,034 (799)	28,434.0 (27,455.5)		1,329 (1,048)	293 (268)	3,876 (3,465)	815 (531)	7,234.5 (6,094.5)		1,393 (1,098)	669 (416)	1,727.5 (1,306.0)	
500～ 1000人未満	46,055.0 (44,782.5)	10,286 (10,012)	807 (780)	14,154 (14,179)	1,124 (929)	36,095.0 (35,447.5)		1,402 (1,466)	306 (279)	4,497 (4,254)	702 (553)	7,958.0 (7,741.5)		1,727 (1,377)	550 (433)	2,002.0 (1,593.5)	
1,000以上	195,192.5 (186,410.5)	44,807 (43,722)	3,195 (2,827)	56,708 (56,085)	4,094 (3,476)	151,564.0 (148,094.0)		6,464 (5,978)	863 (678)	19,772 (17,956)	3,032 (2,158)	35,079.0 (31,669.0)		7,392 (5,846)	2,315 (1,603)	8,549.5 (6,647.5)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	76,308 (75,313)	22,577,527.0 (22,260,915.5)	95,164 (92,325)	9,806 (8,656)	170,977 (164,200)	22,505 (17,386)	382,363.5 (366,199.0)	34,637.0 (31,644.5)	1.69 (1.65)	35,694 (34,102)	46.8 (45.3)
農、林、漁業	217 (217)	27,181.0 (26,864.0)	90 (83)	8 (8)	270 (277)	20 (19)	468.0 (460.5)	37.5 (31.0)	1.72 (1.71)	122 (124)	56.2 (57.1)
鉱業、採石業、砂利採取業	42 (44)	8,431.0 (8,312.5)	29 (30)	4 (3)	61 (66)	3 (2)	124.5 (130.0)	4.0 (11.0)	1.48 (1.56)	24 (24)	57.1 (54.5)
建設業	2,576 (2,559)	615,500.0 (608,668.0)	2,678 (2,571)	66 (56)	3,890 (3,654)	78 (69)	9,351.0 (8,886.5)	660.0 (548.0)	1.52 (1.46)	1,218 (1,158)	47.3 (45.3)
製造業	20,538 (20,480)	6,597,765.5 (6,574,568.5)	32,245 (31,669)	1,120 (1,067)	52,524 (51,407)	1,969 (1,703)	119,118.5 (116,663.5)	6,946.0 (6,758.0)	1.81 (1.77)	11,383 (11,078)	55.4 (54.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	193 (208)	219,326.5 (226,278.0)	1,097 (1,125)	20 (23)	1,877 (1,896)	32 (24)	4,107.0 (4,181.0)	119.5 (170.0)	1.87 (1.85)	96 (95)	49.7 (45.7)
情報通信業	3,683 (3,732)	1,251,975.0 (1,257,623.0)	5,138 (5,054)	156 (166)	7,276 (7,104)	215 (177)	17,815.5 (17,466.5)	1,645.5 (1,503.0)	1.42 (1.39)	999 (979)	27.1 (26.2)
運輸業、郵便業	5,514 (5,399)	1,407,254.0 (1,391,762.0)	5,481 (5,364)	577 (493)	12,277 (11,793)	1,264 (1,025)	24,448.0 (23,526.5)	2,214.0 (1,917.0)	1.74 (1.69)	2,821 (2,650)	51.2 (49.1)
卸売業、小売業	12,789 (12,588)	3,843,701.5 (3,750,222.5)	12,614 (12,094)	2,195 (1,915)	26,289 (24,632)	6,083 (4,532)	56,753.5 (53,001.0)	5,994.0 (5,122.0)	1.48 (1.41)	4,600 (4,382)	36.0 (34.8)
金融業、保険業	1,264 (1,300)	1,192,784.5 (1,209,233.0)	5,782 (5,763)	168 (140)	9,096 (9,103)	261 (223)	20,958.5 (20,880.5)	1,521.0 (1,750.5)	1.76 (1.73)	527 (516)	41.7 (39.7)
不動産業、物品賃貸業	1,243 (1,259)	346,464.5 (336,083.0)	1,152 (1,141)	162 (146)	2,183 (2,155)	331 (303)	4,814.5 (4,734.5)	532.0 (518.5)	1.39 (1.41)	419 (426)	33.7 (33.8)
学術研究、専門・技術サービス業	1,944 (1,854)	562,817.0 (563,391.0)	2,270 (2,218)	272 (272)	3,212 (3,182)	810 (734)	8,429.0 (8,257.0)	681.5 (583.5)	1.50 (1.47)	666 (605)	34.3 (32.6)
宿泊業、飲食サービス業	2,264 (2,225)	668,552.5 (639,832.5)	2,006 (1,940)	776 (522)	4,871 (4,514)	1,798 (1,175)	10,558.0 (9,503.5)	1,397.0 (1,324.5)	1.58 (1.49)	926 (869)	40.9 (39.1)
生活関連サービス業、娯楽業	2,428 (2,436)	561,055.0 (551,434.5)	2,412 (2,345)	374 (295)	5,198 (4,961)	968 (684)	10,880.0 (10,288.0)	1,080.5 (889.0)	1.94 (1.87)	938 (867)	38.6 (35.6)
教育、学習支援業	1,618 (1,627)	390,274.5 (389,861.5)	1,552 (1,486)	113 (74)	2,260 (2,228)	132 (123)	5,543.0 (5,335.5)	517.5 (451.0)	1.42 (1.37)	672 (634)	41.5 (39.0)
医療、福祉	11,880 (11,395)	2,190,148.0 (2,056,642.0)	10,088 (9,226)	2,263 (2,015)	18,312 (16,676)	5,303 (3,866)	43,402.5 (39,076.0)	5,743.5 (4,768.5)	1.98 (1.90)	6,741 (6,306)	56.7 (55.3)
複合サービス事業	887 (898)	299,439.5 (639,080.5)	1,178 (2,493)	100 (343)	2,236 (5,785)	150 (602)	4,767.0 (11,415.0)	317.0 (1,640.5)	1.59 (1.79)	436 (432)	49.2 (48.1)
サービス業	7,228 (7,036)	2,394,857.0 (2,017,427.5)	9,352 (7,658)	1,432 (1,112)	19,145 (14,715)	3,088 (2,125)	40,825.0 (32,205.5)	5,226.5 (3,643.5)	1.70 (1.60)	3,106 (2,939)	43.0 (41.8)

注 1 (1)①の表と同じ
 ※ 平成23年分における産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	382,363.5 (366,199.0)	81,393 (79,374)	7,117 (6,406)	116,364 (115,318)	9,493 (7,912)	291,013.5 (284,428.0)	21,923.5 (20,333.0)	13,771 (12,951)	2,689 (2,250)	40,792 (37,844)	7,440 (5,502)	74,743.0 (68,747.0)	8,554.5 (8,099.0)	13,821 (11,038)	5,572 (3,972)	16,607.0 (13,024.0)	4,159.0 (3,190.5)
農、林、漁業	468.0 (460.5)	64 (58)	4 (7)	150 (155)	8 (8)	286.0 (282.0)		26 (25)	4 (1)	104 (109)	10 (5)	165.0 (162.5)		16 (13)	2 (6)	17.0 (16.0)	
鉱業,採石業,砂利採取業	124.5 (130.0)	29 (29)	4 (3)	60 (63)	3 (2)	123.5 (125.0)		0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (3.0)		0 (2)	0 (0)	0.0 (2.0)	
建設業	9,351.0 (8,886.5)	2,616 (2,516)	63 (54)	3,453 (3,321)	52 (51)	8,774.0 (8,432.5)		62 (55)	3 (2)	185 (161)	7 (5)	315.5 (275.5)		252 (172)	19 (13)	261.5 (178.5)	
製造業	119,118.5 (116,663.5)	27,991 (27,631)	820 (792)	36,594 (36,723)	1,056 (938)	93,924.0 (93,246.0)		4,254 (4,038)	300 (275)	12,892 (12,226)	594 (509)	21,997.0 (20,831.5)		3,038 (2,458)	319 (256)	3,197.5 (2,586.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	4,107.0 (4,181.0)	1,057 (1,085)	20 (22)	1,677 (1,713)	26 (19)	3,824.0 (3,914.5)		40 (40)	0 (1)	121 (116)	1 (2)	201.5 (198.0)		79 (67)	5 (3)	81.5 (68.5)	
情報通信業	17,815.5 (17,466.5)	4,939 (4,866)	149 (156)	5,834 (5,801)	140 (107)	15,931.0 (15,742.5)		199 (188)	7 (10)	415 (399)	7 (8)	823.5 (789.0)		1,027 (904)	68 (62)	1,061.0 (935.0)	
運輸業,郵便業	24,448.0 (23,526.5)	4,755 (4,678)	457 (389)	9,447 (9,342)	755 (637)	19,791.5 (19,405.5)		726 (686)	120 (104)	2,035 (1,840)	291 (222)	3,752.5 (3,427.0)		795 (611)	218 (166)	904.0 (694.0)	
卸売業,小売業	56,753.5 (53,001.0)	10,403 (10,043)	1,612 (1,464)	14,789 (14,495)	2,332 (1,882)	38,373.0 (36,986.0)		2,211 (2,051)	583 (451)	8,995 (8,156)	2,131 (1,508)	15,065.5 (13,463.0)		2,505 (1,981)	1,620 (1,142)	3,315.0 (2,552.0)	
金融業,保険業	20,958.5 (20,880.5)	5,660 (5,653)	166 (138)	8,345 (8,483)	230 (192)	19,946.0 (20,023.0)		122 (110)	2 (2)	311 (275)	3 (4)	558.5 (499.0)		440 (345)	28 (27)	454.0 (358.5)	
不動産業,物品賃貸業	4,814.5 (4,734.5)	1,054 (1,008)	142 (118)	1,523 (1,549)	171 (162)	3,858.5 (3,764.0)		98 (133)	20 (28)	465 (457)	69 (58)	715.5 (780.0)		195 (149)	91 (83)	240.5 (190.5)	
学術研究,専門・技術サービス業	8,429.0 (8,257.0)	2,112 (2,080)	220 (221)	2,453 (2,533)	322 (298)	7,058.0 (7,063.0)		158 (138)	52 (51)	474 (411)	369 (329)	1,026.5 (902.5)		285 (238)	119 (107)	344.5 (291.5)	
宿泊業,飲食サービス業	10,558.0 (9,503.5)	1,300 (1,252)	464 (321)	2,099 (1,981)	561 (402)	5,443.5 (5,007.0)		706 (688)	312 (201)	2,377 (2,235)	842 (544)	4,522.0 (4,084.0)		395 (298)	395 (229)	592.5 (412.5)	
生活関連サービス業,娯楽業	10,880.0 (10,288.0)	1,434 (1,329)	251 (212)	2,241 (2,166)	405 (289)	5,562.5 (5,180.5)		978 (1,016)	123 (83)	2,519 (2,441)	271 (211)	4,733.5 (4,661.5)		438 (354)	292 (184)	584.0 (446.0)	
教育・学習支援業	5,543.0 (5,335.5)	1,451 (1,382)	98 (63)	1,883 (1,880)	81 (79)	4,923.5 (4,746.5)		101 (104)	15 (11)	218 (232)	12 (10)	441.0 (456.0)		159 (116)	39 (34)	178.5 (133.0)	
医療,福祉	43,402.5 (39,076.0)	7,992 (7,379)	1,402 (1,240)	11,393 (10,693)	1,441 (1,110)	29,499.5 (27,246.0)		2,096 (1,847)	861 (775)	5,259 (4,669)	2,163 (1,571)	11,393.5 (9,923.5)		1,660 (1,314)	1,699 (1,185)	2,509.5 (1,906.5)	
複合サービス事業	4,767.0 (11,415.0)	1,049 (2,222)	65 (301)	1,752 (4,008)	65 (380)	3,947.5 (8,943.0)		129 (271)	35 (42)	324 (906)	50 (66)	642.0 (1,523.0)		160 (871)	35 (156)	177.5 (949.0)	
サービス業	40,825.0 (32,205.5)	7,487 (6,102)	1,180 (900)	12,671 (10,366)	1,845 (1,356)	29,747.5 (24,148.0)		1,865 (1,556)	252 (212)	4,097 (3,207)	620 (450)	8,389.0 (6,756.0)		2,377 (1,142)	623 (319)	2,688.5 (1,301.5)	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D				F. うち新規雇用分
製造業計	企業 20,538 (20,480)	人 6,597,765.5 (6,574,568.5)	人 32,245 (31,669)	人 1,120 (1,067)	人 52,524 (51,407)	人 1,969 (1,703)	人 119,118.5 (116,663.5)	人 6,946.0 (6,758.0)	% 1.81 (1.77)	企業 11,383 (11,078)	% 55.4 (54.1)
食料品・たばこ	企業 3,323 (3,266)	人 860,784.5 (848,634.5)	人 3,433 (3,343)	人 399 (345)	人 9,125 (8,839)	人 846 (701)	人 16,813.0 (16,220.5)	人 1,318.0 (1,032.0)	% 1.95 (1.91)	企業 2,083 (1,978)	% 62.7 (60.6)
繊維・衣服	822 (849)	147,586.0 (153,013.5)	706 (728)	38 (45)	1,440 (1,447)	73 (76)	2,926.5 (2,986.0)	159.0 (159.5)	1.98 (1.95)	528 (541)	64.2 (63.7)
木材・家具	397 (402)	71,221.5 (72,219.5)	315 (321)	9 (14)	729 (746)	12 (12)	1,374.0 (1,408.0)	72.5 (75.0)	1.93 (1.95)	257 (260)	64.7 (64.7)
パルプ・紙・印刷	1,603 (1,617)	327,791.0 (325,513.0)	1,389 (1,404)	51 (71)	2,626 (2,583)	97 (84)	5,503.5 (5,504.0)	231.0 (314.5)	1.68 (1.69)	838 (842)	52.3 (52.1)
化学工業	2,157 (2,147)	812,850.0 (804,050.5)	3,959 (3,715)	136 (121)	6,228 (6,022)	163 (128)	14,363.5 (13,637.0)	947.0 (874.5)	1.77 (1.70)	1,077 (1,009)	49.9 (47.0)
窯業・土石	566 (569)	124,084.5 (125,254.5)	500 (529)	13 (12)	1,075 (1,093)	55 (32)	2,115.5 (2,179.0)	83.5 (115.0)	1.70 (1.74)	305 (315)	53.9 (55.4)
鉄鋼	461 (446)	169,727.0 (164,886.5)	735 (687)	24 (15)	1,450 (1,367)	33 (30)	2,960.5 (2,771.0)	158.5 (166.5)	1.74 (1.68)	265 (247)	57.5 (55.4)
非鉄金属	412 (397)	131,602.0 (127,477.5)	620 (594)	16 (13)	1,040 (956)	25 (21)	2,308.5 (2,167.5)	154.0 (148.0)	1.75 (1.70)	216 (203)	52.4 (51.1)
金属製品	1,646 (1,636)	289,692.0 (287,762.5)	1,304 (1,278)	39 (42)	2,431 (2,408)	66 (59)	5,111.0 (5,035.5)	311.0 (291.5)	1.76 (1.75)	911 (883)	55.3 (54.0)
電気機械	2,144 (2,115)	1,095,885.0 (1,078,545.0)	6,459 (6,287)	107 (112)	7,471 (7,313)	160 (159)	20,576.0 (20,078.5)	828.5 (928.5)	1.88 (1.86)	1,187 (1,159)	55.4 (54.8)
その他機械	4,797 (4,849)	1,905,639.5 (1,914,716.0)	9,660 (9,567)	196 (198)	13,835 (13,604)	293 (273)	33,497.5 (33,072.5)	2,014.5 (1,986.5)	1.76 (1.73)	2,548 (2,508)	53.1 (51.7)
その他	2,210 (2,187)	660,902.5 (672,495.5)	3,165 (3,216)	92 (79)	5,074 (5,029)	146 (128)	11,569.0 (11,604.0)	668.5 (666.5)	1.75 (1.73)	1,168 (1,133)	52.9 (51.8)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者であ る短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者であ る短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
製造業計	119,118.5 (116,663.5)	27,991 (27,631)	820 (792)	36,594 (36,723)	1,056 (938)	93,924.0 (93,246.0)	4,254 (4,038)	300 (275)	12,892 (12,226)	594 (509)	21,997.0 (20,831.5)	3,038 (2,458)	319 (256)	3,197.5 (2,586.0)
食料品・たばこ	16,813.0 (16,220.5)	2,308 (2,248)	250 (221)	4,373 (4,337)	355 (305)	9,416.5 (9,206.5)	1,125 (1,095)	149 (124)	4,356 (4,173)	365 (310)	6,937.5 (6,642.0)	396 (329)	126 (86)	459.0 (372.0)
繊維工業	2,926.5 (2,986.0)	592 (609)	34 (42)	951 (980)	47 (44)	2,192.5 (2,262.0)	114 (119)	4 (3)	419 (405)	17 (23)	659.5 (657.5)	70 (62)	9 (9)	74.5 (66.5)
木材・家具	1,374.0 (1,408.0)	289 (295)	8 (13)	500 (526)	5 (5)	1,088.5 (1,131.5)	26 (26)	1 (1)	192 (192)	6 (5)	248.0 (247.5)	37 (28)	1 (2)	37.5 (29.0)
パルプ・紙・印刷	5,503.5 (5,504.0)	1,251 (1,274)	39 (52)	1,919 (1,889)	57 (48)	4,488.5 (4,513.0)	138 (130)	12 (19)	579 (584)	23 (24)	878.5 (875.0)	128 (110)	17 (12)	136.5 (116.0)
化学工業	14,363.5 (13,637.0)	3,285 (3,104)	92 (76)	4,767 (4,750)	86 (69)	11,472.0 (11,068.5)	674 (611)	44 (45)	1,126 (1,021)	40 (26)	2,538.0 (2,301.0)	335 (251)	37 (33)	353.5 (267.5)
窯業・土石	2,115.5 (2,179.0)	423 (449)	10 (9)	782 (818)	26 (20)	1,651.0 (1,735.0)	77 (80)	3 (3)	248 (236)	18 (8)	414.0 (403.0)	45 (39)	11 (4)	50.5 (41.0)
鉄鋼	2,960.5 (2,771.0)	684 (643)	22 (15)	1,234 (1,181)	30 (27)	2,639.0 (2,495.5)	51 (44)	2 (0)	139 (124)	0 (1)	243.0 (212.5)	77 (62)	3 (2)	78.5 (63.0)
非鉄金属	2,308.5 (2,167.5)	516 (491)	13 (12)	751 (702)	15 (15)	1,803.5 (1,703.5)	104 (103)	3 (1)	200 (200)	9 (5)	415.5 (409.5)	89 (54)	1 (1)	89.5 (54.5)
金属製品	5,111.0 (5,035.5)	1,026 (1,016)	33 (32)	1,609 (1,672)	47 (38)	3,717.5 (3,755.0)	278 (262)	6 (10)	707 (649)	8 (8)	1,273.0 (1,187.0)	115 (87)	11 (13)	120.5 (93.5)
電気機械	20,576.0 (20,078.5)	5,982 (5,834)	83 (86)	5,771 (5,738)	98 (95)	17,867.0 (17,539.5)	477 (453)	24 (26)	1,182 (1,136)	32 (31)	2,176.0 (2,083.5)	518 (439)	30 (33)	533.0 (455.5)
その他機械	33,497.5 (33,072.5)	8,881 (8,845)	162 (174)	10,327 (10,469)	206 (199)	28,354.0 (28,432.5)	779 (722)	34 (24)	2,613 (2,439)	37 (30)	4,223.5 (3,922.0)	895 (696)	50 (44)	920.0 (718.0)
その他	11,569.0 (11,604.0)	2,754 (2,823)	74 (60)	3,610 (3,661)	84 (73)	9,234.0 (9,403.5)	411 (393)	18 (19)	1,131 (1,067)	39 (38)	1,990.5 (1,891.0)	333 (301)	23 (17)	344.5 (309.5)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 54 年	128,493		1.12		52.0	
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成 元 年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
20	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
21	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
22	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
23	366,199.0	23,225.5	1.65	△ 0.03	45.3	△ 1.7
	(359,492.0)	(16,518.5)	(1.75)	(0.07)		
24	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	1.5
	(373,897.0)	(14,405.0)	(1.79)	(0.04)		

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

注2

() 内は、それぞれ前年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の数値である。

平成23年度及び平成24年度については、平成22年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	40,614 (100.0%)	26,419 (65.0%)	8,678 (21.4%)	2,881 (7.1%)	1,380 (3.4%)	1,073 (2.6%)	140 (0.3%)	37 (0.1%)	6 (0.0%)	24,799 (61.1%)
56-100人未満	16,671 (100.0%)	16,671 (100.0%)	—	—	—	—	—	—	—	16,200 (97.2%)
100-300人未満	16,993 (100.0%)	8,156 (48.0%)	7,054 (41.5%)	1,460 (8.6%)	289 (1.7%)	34 (0.2%)	—	—	—	8,516 (50.1%)
300-500人未満	3,422 (100.0%)	903 (26.4%)	889 (26.0%)	789 (23.1%)	550 (16.1%)	291 (8.5%)	—	—	—	77 (2.3%)
500-1000人未満	2,218 (100.0%)	487 (22.0%)	491 (22.1%)	442 (19.9%)	365 (16.5%)	413 (18.6%)	20 (0.9%)	—	—	5 (0.2%)
1,000人以上	1,310 (100.0%)	202 (15.4%)	244 (18.6%)	190 (14.5%)	176 (13.4%)	335 (25.6%)	120 (9.2%)	37 (2.8%)	6 (0.5%)	1 (0.1%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.69	0.04	46.8	1.5	35,694	76,308
北海道	1.78	0.05	50.1	1.4	1,388	2,772
青森	1.70	0.03	47.5	0.7	347	731
岩手	1.79	0.02	52.2	0.6	404	774
宮城	1.63	0.03	46.4	0.4	540	1,164
秋田	1.56	0.03	51.3	0.5	298	581
山形	1.64	0.09	52.4	2.3	398	759
福島	1.64	0.05	48.4	1.6	522	1,079
茨城	1.59	0.05	51.4	3.8	617	1,200
栃木	1.59	0.01	49.5	△0.2	462	933
群馬	1.59	0.04	47.8	1.4	537	1,123
埼玉	1.62	0.11	43.9	4.9	1,022	2,330
千葉	1.63	0.06	48.9	2.8	870	1,779
東京	1.66	0.05	33.7	1.5	5,416	16,062
神奈川	1.63	0.07	45.1	2.7	1,657	3,673
新潟	1.59	0.05	47.6	1.5	690	1,451
富山	1.71	0.06	57.3	2.6	488	851
石川	1.57	0.01	52.6	0.2	427	812
福井	2.27	0.08	55.6	0.5	311	559
山梨	1.69	0.02	52.7	4.0	238	452
長野	1.83	0.01	60.9	3.9	787	1,293
岐阜	1.70	0.05	52.9	0.7	628	1,187
静岡	1.65	0.04	48.9	2.9	1,122	2,294
愛知	1.61	0.02	43.8	1.0	2,132	4,872
三重	1.57	0.06	50.2	0.8	440	877
滋賀	1.78	0.18	54.7	4.3	345	631
京都	1.80	0.02	49.7	1.6	714	1,438
大阪	1.69	0.06	44.9	1.1	2,817	6,273
兵庫	1.79	0.07	54.0	1.7	1,456	2,698
奈良	2.15	0.07	59.3	4.2	270	455
和歌山	1.89	0.07	60.6	1.7	286	472
鳥取	1.80	0.02	56.6	0.2	205	362
島根	1.88	0.04	62.3	△0.3	282	453
岡山	1.82	0.08	49.8	△0.3	583	1,171
広島	1.78	0.01	48.5	△0.6	882	1,820
山口	2.28	0.04	56.4	3.6	421	746
徳島	1.68	0.01	57.8	2.0	201	348
香川	1.75	0.04	60.0	△0.1	397	662
愛媛	1.71	0.07	50.8	2.6	401	789
高知	1.98	0.10	56.4	0.9	241	427
福岡	1.69	0.06	49.9	0.8	1,435	2,877
佐賀	2.13	△0.03	69.4	1.3	318	458
長崎	2.08	0.04	57.0	△1.1	437	766
熊本	1.97	△0.03	54.4	△2.1	535	983
大分	2.10	0.10	58.7	△0.4	385	656
宮崎	1.96	0.02	65.2	4.1	399	612
鹿児島	1.92	△0.01	59.7	△1.6	540	905
沖縄	1.95	0.15	57.7	1.9	403	698

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$
特例子会社	社 349 (319)	人 17,456.5 (15,871.0)	人 5,932 (5,606)	人 85 (74)	人 5,714 (5,084)	人 161 (119)	人 17,743.5 (16,429.5)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分だけの集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外 の身体障害者	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間 労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外 の知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間 労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$
特例子会社	人 17,743.5 (16,429.5)	人 3,372 (3,306)	人 45 (38)	人 1,584 (1,510)	人 22 (17)	人 8,384.0 (8,168.5)	人 2,560 (2,300)	人 40 (36)	人 3,289 (2,942)	人 43 (33)	人 8,470.5 (7,594.5)	人 841 (632)	人 96 (69)	人 889.0 (666.5)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分だけの集計である。

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障 害者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障 害者である短 時間勤務職員	E. 計 IA×2+B+ C+D×0.5				F. うち新規 雇用分
計	機関 39 (39)	307,130.5 (305,997.0)	956 (924)	31 (34)	5,090 (4,930)	144 (114)	7,105.0 (6,869.0)	327.5 (86.0)	2.31 (2.24)	機関 39 (39)	100.0 (100.0)
行政機関	機関 30 (30)	278,927.5 (277,782.5)	891 (854)	31 (34)	4,559 (4,413)	142 (113)	6,443.0 (6,211.5)	318.0 (67.5)	2.31 (2.24)	機関 30 (30)	100.0 (100.0)
立法機関	5 (5)	3,543.5 (3,575.0)	12 (13)	0 (0)	54 (55)	1 (1)	78.5 (81.5)	0.5 (11.5)	2.22 (2.28)	5 (5)	100.0 (100.0)
司法機関	4 (4)	24,659.5 (24,639.5)	53 (57)	0 (0)	477 (462)	1 (0)	583.5 (576.0)	9.0 (7.0)	2.37 (2.34)	4 (4)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間 勤務職員	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者で ある短時間 勤務職員	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障 害者	d. 精神障 害者である 短時間勤 務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
計	7,105.0 (6,869.0)	917 (893)	30 (31)	4,617 (4,555)	93 (82)	6,527.5 (6,413.0)	146.5 (71.5)	39 (31)	1 (3)	174 (149)	31 (19)	268.5 (223.5)	143.5 (11.0)	299 (226)	20 (13)	309.0 (232.5)	37.5 (3.5)
行政機関	6,443.0 (6,211.5)	855 (827)	30 (31)	4,099 (4,045)	91 (81)	5,884.5 (5,770.5)	137.0 (63.0)	36 (27)	1 (3)	171 (146)	31 (19)	259.5 (212.5)	143.5 (1.0)	289 (222)	20 (13)	299.0 (228.5)	37.5 (3.5)
立法機関	78.5 (81.5)	9 (9)	0 (0)	46 (50)	1 (1)	64.5 (68.5)	0.5 (1.5)	3 (4)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	9.0 (11.0)	0.0 (10.0)	5 (2)	0 (0)	5.0 (2.0)	0.0 (0.0)
司法機関	583.5 (576.0)	53 (57)	0 (0)	472 (460)	1 (0)	578.5 (574.0)	9.0 (7.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	5 (2)	0 (0)	5.0 (2.0)	0.0 (0.0)

[2(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外身 体障害者及 び知的障害 者並びに精 神障害者 である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				F. うち新規雇 用分
計	機関 155 (157)	人 323,879.0 (326,662.0)	人 2,008 (1,970)	人 154 (131)	人 3,519 (3,585)	人 386 (298)	人 7,882.0 (7,805.0)	人 287.0 (275.5)	% 2.43 (2.39)	機関 144 (142)	% 92.9 (90.4)
都道府県 知事部局	機関 47 (47)	人 257,128.0 (260,148.5)	人 1,649 (1,629)	人 88 (69)	人 2,825 (2,887)	人 240 (214)	人 6,331.0 (6,321.0)	人 200.5 (198.0)	% 2.46 (2.43)	機関 47 (47)	% 100.0 (100.0)
その他の 都道府県機関	108 (110)	66,751.0 (66,513.5)	359 (341)	66 (62)	694 (698)	146 (84)	1,551.0 (1,484.0)	86.5 (77.5)	2.32 (2.23)	97 (95)	89.8 (86.4)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務 職員	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である 短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務 職員	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である 短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である 短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	人 7,882.0 (7,805.0)	人 2,005 (1,967)	人 154 (131)	人 3,403 (3,477)	人 292 (238)	人 7,713.0 (7,661.0)	人 253.0 (244.0)	人 3 (3)	人 0 (0)	人 25 (21)	人 70 (48)	人 66.0 (51.0)	人 24.0 (25.0)	人 91 (87)	人 24 (12)	人 103.0 (93.0)	人 10.0 (6.5)
都道府県 知事部局	人 6,331.0 (6,321.0)	人 1,646 (1,626)	人 88 (69)	人 2,752 (2,819)	人 171 (156)	人 6,217.5 (6,218.0)	人 179.0 (167.5)	人 3 (3)	人 0 (0)	人 22 (21)	人 57 (47)	人 56.5 (50.5)	人 18.5 (25.0)	人 51 (47)	人 12 (11)	人 57.0 (52.5)	人 3.0 (5.5)
その他の 都道府県機関	人 1,551.0 (1,484.0)	人 359 (341)	人 66 (62)	人 651 (658)	人 121 (82)	人 1,495.5 (1,443.0)	人 74.0 (76.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3 (0)	人 13 (1)	人 9.5 (0.5)	人 5.5 (0.0)	人 40 (40)	人 12 (1)	人 46.0 (40.5)	人 7.0 (1.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村の機関	機関 2,312 (2,353)	人 1,052,790.5 (1,049,375.5)	人 6,037 (5,959)	人 362 (353)	人 10,938 (10,781)	人 713 (622)	人 23,730.5 (23,363.0)	人 1,344.5 (1,226.5)	% 2.25 (2.23)	機関 1,998 (1,970)	% 86.4 (83.7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	人 23,730.5 (23,363.0)	人 6,006 (5,925)	人 345 (334)	人 9,956 (9,943)	人 540 (497)	人 22,583.0 (22,375.5)	人 1,171.0 (1,102.0)	人 31 (34)	人 17 (19)	人 369 (340)	人 95 (70)	人 495.5 (462.0)	人 95.5 (81.5)	人 613 (498)	人 78 (55)	人 652.0 (525.5)	人 78.0 (43.0)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者であ る短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び精 神障害者並 びに精神障 害者である短 時間勤務職 員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 121 (139)	人 673,631.0 (686,659.5)	人 3,219 (3,214)	人 123 (101)	人 5,973 (5,522)	人 287 (206)	人 12,677.5 (12,154.0)	人 963.5 (733.0)	% 1.88 (1.77)	機関 85 (94)	% 70.2 (67.6)
都道府県 教育委員会	機関 47 (47)	人 578,163.5 (585,104.0)	人 2,767 (2,721)	人 100 (82)	人 5,142 (4,664)	人 239 (157)	人 10,895.5 (10,266.5)	人 842.5 (600.5)	% 1.88 (1.75)	機関 24 (14)	% 51.1 (29.8)
市町村 教育委員会	74 (92)	人 95,467.5 (101,555.5)	人 452 (493)	人 23 (19)	人 831 (858)	人 48 (49)	人 1,782.0 (1,887.5)	人 121.0 (132.5)	% 1.87 (1.86)	61 (80)	% 82.4 (87.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間勤務 職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間勤務 職員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害者	d. 精神障害 者である短 時間勤 務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	人 12,677.5 (12,154.0)	人 3,186 (3,183)	人 119 (95)	人 5,592 (5,282)	人 202 (174)	人 12,184.0 (11,830.0)	人 771.0 (605.5)	人 33 (31)	人 4 (6)	人 153 (108)	人 62 (26)	人 254.0 (189.0)	人 134.5 (105.5)	人 228 (132)	人 23 (6)	人 239.5 (135.0)	人 58.0 (22.0)
都道府県 教育委員会	人 10,895.5 (10,266.5)	人 2,739 (2,691)	人 96 (76)	人 4,823 (4,476)	人 155 (132)	人 10,474.5 (10,000.0)	人 668.0 (488.5)	人 28 (30)	人 4 (6)	人 128 (87)	人 61 (19)	人 218.5 (162.5)	人 119.5 (95.0)	人 191 (101)	人 23 (6)	人 202.5 (104.0)	人 55.0 (17.0)
市町村 教育委員会	人 1,782.0 (1,887.5)	人 447 (492)	人 23 (19)	人 769 (806)	人 47 (42)	人 1,709.5 (1,830.0)	人 103.0 (117.0)	人 5 (1)	人 0 (0)	人 25 (21)	人 1 (7)	人 35.5 (26.5)	人 15.0 (10.5)	人 37 (31)	人 0 (0)	人 37.0 (31.0)	人 3.0 (5.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害 者数の算定の基 礎となる労働者 数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成法人の 数	⑥ 法定雇用 率達成法 人の割合	
			A. 重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B. 重度身 体障害者及 び重度知的 障害者であ る短時間 労働者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害 者	D. 重度以 外の身体障 害者及び知 識的障害 者並びに 精神障害 者である短 時間労働 者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				F. うち新規雇用 分
計	法人 305 (288)	人 359,343.5 (347,228.0)	人 1,972 (1,877)	人 84 (70)	人 3,543 (3,340)	人 152 (134)	人 7,647.0 (7,231.0)	人 1,086.5 (1,072.5)	% 2.13 (2.08)	法人 227 (201)	% 74.4 (69.8)
独立行政法 人等(国立大 学法人等を 除く)	97 (98)	176,481.0 (174,269.5)	983 (980)	51 (46)	1,849 (1,814)	102 (91)	3,917.0 (3,865.5)	439.0 (456.5)	2.22 (2.22)	82 (85)	84.5 (86.7)
国立大学 法人等	90 (90)	134,784.5 (132,188.5)	792 (732)	22 (20)	1,286 (1,190)	40 (34)	2,912.0 (2,691.0)	486.0 (487.0)	2.16 (2.04)	70 (59)	77.8 (65.6)
地方独立 行政法人 等	118 (100)	48,078.0 (40,770.0)	197 (165)	11 (4)	408 (336)	10 (9)	818.0 (674.5)	161.5 (129.0)	1.70 (1.65)	75 (57)	63.6 (57.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身 体障害者	b. 重度身 体障害者 ある短時間 労働者	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知 識的障害者 ある短時間 労働者	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障 害者である 短時間労働 者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
計	人 7,647.0 (7,231.0)	人 1,765 (1,711)	人 79 (69)	人 2,686 (2,631)	人 97 (91)	人 6,343.5 (6,167.5)	人 765.5 (771.5)	人 207 (166)	人 5 (1)	人 354 (296)	人 6 (3)	人 776.0 (630.5)	人 180.5 (175.0)	人 503 (413)	人 49 (40)	人 527.5 (433.0)	人 140.5 (126.0)
独立行政法 人等(国立大 学法人等を 除く)	3,917.0 (3,865.5)	953 (950)	50 (45)	1,476 (1,503)	62 (59)	3,463.0 (3,477.5)	345.0 (381.5)	30 (30)	1 (1)	119 (100)	0 (1)	180.0 (161.5)	32.0 (21.0)	254 (211)	40 (31)	274.0 (226.5)	62.0 (54.0)
国立大学法 人等	2,912.0 (2,691.0)	631 (605)	18 (20)	897 (860)	25 (23)	2,189.5 (2,101.5)	311.0 (297.0)	161 (127)	4 (0)	194 (166)	6 (2)	523.0 (421.0)	123.5 (137.0)	195 (164)	9 (9)	199.5 (168.5)	51.5 (53.0)
地方独立 行政法人 等	818.0 (674.5)	181 (156)	11 (4)	313 (268)	10 (9)	691.0 (588.5)	109.5 (93.0)	16 (9)	0 (0)	41 (30)	0 (0)	73.0 (48.0)	25.0 (17.0)	54 (38)	0 (0)	54.0 (38.0)	27.0 (19.0)

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	307,130.5	7,105.0	2.31	0.0	
行政機関合計	278,927.5	6,443.0	2.31	0.0	
内閣官房	745.0	16.0	2.15	0.0	
内閣法制局	75.0	1.0	1.33	0.0	
内閣府	2,309.0	51.0	2.21	0.0	
宮内庁	870.5	22.0	2.53	0.0	
公正取引委員会	784.5	16.0	2.04	0.0	
警察庁	2,103.0	48.0	2.28	0.0	
金融庁	1,569.5	35.0	2.23	0.0	
消費者庁	328.5	8.0	2.44	0.0	
復興庁	-	-	-	-	(注4)
総務省	5,255.5	136.0	2.59	0.0	特例承認あり(注5)
法務省	31,658.5	719.5	2.27	0.0	
公安調査庁	1,507.5	33.0	2.19	0.0	
外務省	5,763.0	157.0	2.72	0.0	
財務省	10,802.0	236.0	2.18	0.0	
国税庁	58,058.0	1,285.0	2.21	0.0	
文部科学省	2,211.0	47.0	2.13	0.0	特例承認あり(注5)
厚生労働省	54,988.0	1,410.5	2.57	0.0	
農林水産省	17,301.0	398.0	2.30	0.0	
林野庁	4,618.5	97.0	2.10	0.0	
水産庁	615.0	15.0	2.44	0.0	
経済産業省	5,548.5	130.5	2.35	0.0	特例承認あり(注5)
特許庁	2,774.0	64.0	2.31	0.0	
国土交通省	38,646.0	821.5	2.13	0.0	
観光庁	99.0	3.0	3.03	0.0	
気象庁	4,977.5	108.0	2.17	0.0	
海上保安庁	77.0	3.0	3.90	0.0	
運輸安全委員会	182.0	4.0	2.20	0.0	
環境省	1,504.0	33.0	2.19	0.0	
防衛省	21,637.0	499.0	2.31	0.0	
人事院	628.0	16.0	2.55	0.0	
会計検査院	1,291.5	30.0	2.32	0.0	
立法機関合計	3,543.5	78.5	2.22	0.0	
衆議院事務局	1,408.5	32.0	2.27	0.0	
衆議院法制局	82.5	3.0	3.64	0.0	
参議院事務局	1,092.5	23.5	2.15	0.0	
参議院法制局	70.0	1.0	1.43	0.0	
国立国会図書館	890.0	19.0	2.13	0.0	
司法機関合計	24,659.5	583.5	2.37	0.0	
最高裁判所	1,015.0	24.0	2.36	0.0	
高等裁判所	1,703.0	38.0	2.23	0.0	
地方裁判所	16,841.5	404.5	2.40	0.0	
家庭裁判所	5,100.0	117.0	2.29	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関においては、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 注5の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

(2) 都道府県知事部局の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	257,128.0	6,331.0	2.46	0.0	
北海道	13,773.0	343.5	2.49	0.0	
青森県	3,823.5	92.5	2.42	0.0	
岩手県	3,934.5	100.0	2.54	0.0	
宮城県	5,123.5	117.0	2.28	0.0	
秋田県	3,691.5	82.0	2.22	0.0	
山形県	5,587.5	123.0	2.20	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,211.0	127.0	2.44	0.0	
茨城県	5,331.5	116.0	2.18	0.0	
栃木県	5,099.0	118.0	2.31	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	4,555.5	99.5	2.18	0.0	
埼玉県	7,010.5	207.0	2.95	0.0	
千葉県	7,926.5	194.0	2.45	0.0	特例認定あり(注4)
東京都	23,481.5	611.0	2.60	0.0	
神奈川県	7,673.5	259.0	3.38	0.0	
新潟県	6,397.5	137.5	2.15	0.0	
富山県	3,806.0	84.0	2.21	0.0	特例認定あり(注4)
石川県	4,428.0	98.0	2.21	0.0	
福井県	3,626.0	80.0	2.21	0.0	
山梨県	3,433.5	73.0	2.13	0.0	
長野県	5,158.0	114.0	2.21	0.0	特例認定あり(注4)
岐阜県	4,560.5	99.5	2.18	0.0	
静岡県	6,023.5	135.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	9,222.5	216.5	2.35	0.0	
三重県	5,209.5	117.0	2.25	0.0	
滋賀県	3,519.0	82.0	2.33	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	4,312.0	109.0	2.53	0.0	
大阪府	8,414.5	285.0	3.39	0.0	
兵庫県	7,673.5	185.0	2.41	0.0	特例認定あり(注4)
奈良県	4,325.5	97.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,743.0	94.5	2.52	0.0	
鳥取県	3,220.5	73.0	2.27	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,809.0	93.5	2.45	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	3,835.0	87.0	2.27	0.0	
広島県	5,722.5	132.5	2.32	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	3,993.5	102.0	2.55	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	2,995.0	64.0	2.14	0.0	
香川県	3,736.0	81.0	2.17	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	3,777.0	83.0	2.20	0.0	
高知県	3,577.0	81.5	2.28	0.0	
福岡県	7,797.0	246.5	3.16	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,109.0	73.0	2.35	0.0	
長崎県	4,125.5	92.0	2.23	0.0	
熊本県	4,710.0	121.5	2.58	0.0	
大分県	3,800.5	91.5	2.41	0.0	
宮崎県	4,021.5	95.5	2.37	0.0	
鹿児島県	4,816.5	106.5	2.21	0.0	
沖縄県	4,007.5	110.5	2.76	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
静岡県	静岡県企業局				
山口県	山口県企業局				
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局			
島根県	島根県企業局				
鳥取県	鳥取県企業局				
福岡県	福岡県議会事務局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
香川県	香川県病院局				
栃木県	栃木県企業局				
富山県	富山県企業局				
千葉県	千葉県議会事務局				
長野県	長野県企業局				
兵庫県	兵庫県議会事務局				

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	66,751.0	1,551.0	2.32	26.0	
北海道企業局	90.0	2.0	2.22	0.0	
北海道議会事務局	70.0	2.0	2.86	0.0	
北海道監査委員事務局	52.5	1.0	1.90	0.0	
北海道警察本部	1,393.5	27.0	1.94	2.0	注4①
青森県病院局	636.0	13.0	2.04	0.0	
青森県警察本部	377.0	7.0	1.86	0.0	
岩手県企業局	76.0	2.0	2.63	0.0	
岩手県医療局	3,153.0	77.5	2.46	0.0	
岩手県警察本部	391.5	8.0	2.04	0.0	
宮城県企業局	69.0	2.0	2.90	0.0	
宮城県警察本部	562.0	12.0	2.14	0.0	
秋田県警察本部	395.0	8.5	2.15	0.0	
山形県警察本部	421.0	10.0	2.38	0.0	
福島県病院局	339.0	7.0	2.06	0.0	
福島県警察本部	578.5	8.0	1.38	4.0	
茨城県企業局	190.5	4.0	2.10	0.0	
茨城県病院局	504.5	11.0	2.18	0.0	
茨城県警察本部	633.0	12.5	1.97	0.5	
栃木県警察本部	501.5	9.0	1.79	1.0	注4②
群馬県企業局	300.5	8.0	2.66	0.0	
群馬県病院局	518.0	11.0	2.12	0.0	
群馬県警察本部	520.0	10.5	2.02	0.0	
埼玉県企業局	392.0	9.0	2.30	0.0	
埼玉県病院局	1,053.5	23.0	2.18	0.0	
埼玉県下水道局	101.0	4.0	3.96	0.0	
埼玉県議会事務局	65.0	2.0	3.08	0.0	
埼玉県警察本部	1,443.5	34.5	2.39	0.0	
千葉県企業庁	372.0	13.0	3.49	0.0	
千葉県病院局	1,169.0	24.0	2.05	0.0	
千葉県水道局	889.0	27.0	3.04	0.0	
北千葉広域水道企業団	92.0	2.0	2.17	0.0	
君津広域水道企業団	67.0	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,478.0	34.0	2.30	0.0	
東京都議会議会局	155.5	5.5	3.54	0.0	
東京都人事委員会	65.5	3.0	4.58	0.0	
東京都監査事務局	91.0	4.0	4.40	0.0	
東京都交通局	2,005.5	59.0	2.94	0.0	
東京都水道局	2,909.0	73.0	2.51	0.0	
東京都下水道局	1,434.0	42.5	2.96	0.0	
警視庁	4,604.5	104.0	2.26	0.0	
東京消防庁	938.5	26.0	2.77	0.0	
神奈川県企業庁	947.5	28.0	2.96	0.0	
神奈川県議会議会局	83.0	2.0	2.41	0.0	
神奈川県警察本部	2,125.0	47.0	2.21	0.0	
新潟県企業局	91.0	2.0	2.20	0.0	
新潟県病院局	2,424.0	38.0	1.57	12.0	
新潟県警察本部	623.0	14.5	2.33	0.0	
富山県警察本部	322.0	6.0	1.86	0.0	
石川県警察本部	339.0	7.0	2.06	0.0	
福井県警察本部	313.0	7.0	2.24	0.0	
山梨県警察本部	365.5	5.0	1.37	2.0	
長野県警察本部	425.0	9.0	2.12	0.0	
岐阜県警察本部	422.0	11.0	2.61	0.0	
静岡県がんセンター局	513.5	16.0	3.12	0.0	
静岡県警察本部	783.0	17.0	2.17	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	405.5	14.0	3.45	0.0	
愛知県病院事業庁	692.5	16.0	2.31	0.0	
名古屋港管理組合	327.0	7.0	2.14	0.0	
愛知県議会事務局	67.5	1.0	1.48	0.0	
愛知県警察本部	1,171.5	27.0	2.30	0.0	
三重県企業庁	162.5	4.0	2.46	0.0	
三重県病院事業庁	193.5	7.0	3.62	0.0	
三重県警察本部	381.0	9.0	2.36	0.0	
滋賀県警察本部	314.5	5.5	1.75	0.5	
京都府文化環境部	68.0	2.0	2.94	0.0	
京都府警察本部	708.0	21.5	3.04	0.0	
大阪広域水道企業団	458.5	10.0	2.18	0.0	
大阪府議会事務局	64.0	1.0	1.56	0.0	
大阪府警察本部	2,358.5	49.5	2.10	0.0	
兵庫県企業庁	191.5	8.0	4.18	0.0	
兵庫県病院局	2,076.0	46.5	2.24	0.0	
兵庫県警察本部	982.0	22.0	2.24	0.0	
奈良県警察本部	343.0	10.0	2.92	0.0	
和歌山県警察本部	370.0	7.5	2.03	0.0	
鳥取県病院局	542.5	14.0	2.58	0.0	
鳥取県警察本部	296.0	6.0	2.03	0.0	
島根県病院局	469.0	10.0	2.13	0.0	
島根県警察本部	353.5	9.5	2.69	0.0	
岡山県企業局	99.0	1.0	1.01	1.0	
岡山県警察本部	579.0	13.0	2.25	0.0	
広島県警察本部	640.0	15.0	2.34	0.0	
山口県警察本部	532.0	10.0	1.88	1.0	
徳島県企業局	117.5	2.0	1.70	0.0	
徳島県病院局	381.0	10.0	2.62	0.0	
徳島県警察本部	363.0	9.0	2.48	0.0	
香川県警察本部	423.5	9.0	2.13	0.0	
愛媛県公営企業管理局	916.0	22.0	2.40	0.0	
愛媛県警察本部	406.0	10.0	2.46	0.0	
高知県公営企業局	332.0	10.0	3.01	0.0	
高知県警察本部	333.5	9.5	2.85	0.0	
福岡県警察本部	1,037.5	21.5	2.07	0.0	
佐賀県警察本部	320.0	7.5	2.34	0.0	
長崎県交通局	175.0	3.0	1.71	0.0	
長崎県病院企業団	1,094.0	23.0	2.10	0.0	
長崎県警察本部	522.0	11.5	2.20	0.0	
熊本県警察本部	510.5	9.0	1.76	1.0	
大分県企業局	62.0	1.0	1.61	0.0	
大分県病院局	372.5	6.0	1.61	1.0	
大分県警察本部	370.0	7.0	1.89	0.0	
宮崎県企業局	81.0	1.0	1.23	0.0	
宮崎県病院局	546.5	12.0	2.20	0.0	
宮崎県警察本部	352.5	9.5	2.70	0.0	
鹿児島県立病院局	384.0	8.0	2.08	0.0	
鹿児島県警察本部	508.0	14.0	2.76	0.0	
沖縄県企業局	258.0	8.5	3.29	0.0	
沖縄県病院事業局	869.0	20.0	2.30	0.0	
沖縄県警察本部	296.0	7.0	2.36	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ① 北海道警察本部においては、8月31日現在において、障害者の数29人、実雇用率2.08%、不足数0.0人となっている。

② 栃木県警察本部においては、11月1日現在において、障害者の数10人、実雇用率1.99%、不足数0.0人となっている。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	578,163.5	10,895.5	1.88	787.5	
北海道	31,914.0	541.5	1.70	96.5	
青森県	8,773.5	157.5	1.80	17.5	
岩手県	8,770.5	155.5	1.77	19.5	
宮城県	10,896.5	191.0	1.75	26.0	
秋田県	8,400.0	168.0	2.00	0.0	
山形県	7,692.0	162.0	2.11	0.0	
福島県	12,217.5	175.5	1.44	68.5	
茨城県	16,648.0	321.5	1.93	10.5	
栃木県	11,992.0	199.5	1.66	39.5	
群馬県	11,712.0	236.0	2.02	0.0	
埼玉県	25,606.5	428.0	1.67	84.0	
千葉県	22,721.5	454.5	2.00	0.0	
東京都	42,687.5	688.5	1.61	164.5	
神奈川県	22,278.5	448.0	2.01	0.0	
新潟県	12,966.0	206.0	1.59	53.0	
富山県	6,235.0	125.0	2.00	0.0	
石川県	6,481.0	130.0	2.01	0.0	
福井県	5,733.5	115.0	2.01	0.0	
山梨県	6,544.0	97.0	1.48	33.0	
長野県	12,174.5	240.0	1.97	3.0	
岐阜県	11,352.0	232.0	2.04	0.0	
静岡県	14,806.5	288.5	1.95	7.5	
愛知県	29,766.0	619.5	2.08	0.0	
三重県	11,012.5	213.5	1.94	6.5	
滋賀県	8,125.0	144.5	1.78	17.5	
京都府	8,868.0	181.5	2.05	0.0	
大阪府	26,018.0	529.5	2.04	0.0	
兵庫県	22,260.5	446.0	2.00	0.0	
奈良県	7,176.0	144.0	2.01	0.0	
和歌山県	6,389.5	130.0	2.03	0.0	
鳥取県	4,375.5	73.0	1.67	14.0	
島根県	5,899.5	100.0	1.70	17.0	
岡山県	10,174.0	205.0	2.01	0.0	
広島県	11,163.0	232.0	2.08	0.0	
山口県	8,437.5	158.0	1.87	10.0	
徳島県	5,283.5	107.0	2.03	0.0	
香川県	6,669.0	142.0	2.13	0.0	
愛媛県	8,899.5	187.0	2.10	0.0	
高知県	5,506.0	125.0	2.27	0.0	
福岡県	14,332.5	257.5	1.80	28.5	
佐賀県	6,510.0	138.0	2.12	0.0	
長崎県	8,902.5	180.0	2.02	0.0	
熊本県	8,115.0	151.0	1.86	11.0	
大分県	7,640.0	141.0	1.85	11.0	
宮崎県	6,883.0	134.0	1.95	3.0	
鹿児島県	11,858.0	191.0	1.61	46.0	
沖縄県	9,297.0	205.0	2.21	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	311,265.5	6,829.0	2.19	155.0	
自動車検査	960.0	25.5	2.66	0.0	
奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	注4
医薬基盤研究所	218.0	6.0	2.75	0.0	
医薬品医療機器総合機構	1011.0	21.0	2.08	0.0	
宇宙航空研究開発機構	1733.0	42.0	2.42	0.0	
沖縄科学技術大学院大学学園	281.0	14.0	4.98	0.0	
海技教育機構	197.0	1.0	0.51	3.0	
海上技術安全研究所	239.0	4.0	1.67	1.0	
海洋研究開発機構	1036.0	27.5	2.65	0.0	
科学技術振興機構	535.0	12.0	2.24	0.0	
家畜改良センター	883.0	20.0	2.27	0.0	
環境再生保全機構	145.0	2.5	1.72	0.5	
教員研修センター	-	-	-	-	注4
勤労者退職金共済機構	355.0	9.0	2.54	0.0	
空港周辺整備機構	-	-	-	-	注4
経済産業研究所	54.5	4.0	7.34	0.0	
原子力安全基盤機構	502.0	10.0	1.99	0.0	
建築研究所	139.0	4.0	2.88	0.0	
航海訓練所	142.0	1.0	0.70	1.0	注5①
工業所有権情報・研修館	125.0	2.0	1.60	0.0	
航空大学校	113.5	2.0	1.76	0.0	
交通安全環境研究所	157.5	3.0	1.90	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	5,739.5	202.5	3.53	0.0	
港湾空港技術研究所	110.0	4.0	3.64	0.0	
国際観光振興機構	117.5	2.0	1.70	0.0	
国際協力機構	1,842.0	38.0	2.06	0.0	
国際交流基金	362.0	8.0	2.21	0.0	
国際農林水産業研究センター	308.5	7.0	2.27	0.0	
国民生活センター	170.5	3.0	1.76	0.0	
国立印刷局	4,456.5	107.0	2.40	0.0	
国立科学博物館	212.5	4.0	1.88	0.0	
国立環境研究所	684.0	16.0	2.34	0.0	
国立がん研究センター	1,746.5	37.0	2.12	0.0	
国立健康・栄養研究所	-	-	-	-	注4
国立高等専門学校機構	4,888.5	113.0	2.31	0.0	
国立公文書館	131.0	3.0	2.29	0.0	
国立国際医療研究センター	1,637.0	19.0	1.16	15.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	226.0	6.0	2.65	0.0	
国立循環器病研究センター	1,091.5	23.0	2.11	0.0	
国立女性教育会館	-	-	-	-	注4
国立成育医療研究センター	948.5	17.0	1.79	2.0	
国立青少年教育振興機構	701.0	12.5	1.78	1.5	
国立精神・神経医療研究センター	740.0	8.5	1.15	6.5	
国立大学財務・経営センター	-	-	-	-	注4
国立長寿医療研究センター	472.0	9.0	1.91	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	83.0	1.0	1.20	0.0	
国立美術館	213.0	6.0	2.82	0.0	
国立病院機構	46,457.0	993.0	2.14	0.0	
国立文化財機構	632.0	13.5	2.14	0.0	
産業技術総合研究所	4,521.0	99.0	2.19	0.0	
自動車事故対策機構	342.0	7.0	2.05	0.0	
住宅金融支援機構	1,012.0	18.0	1.78	3.0	
種苗管理センター	308.5	9.0	2.92	0.0	
酒類総合研究所	58.5	1.0	1.71	0.0	
情報処理推進機構	157.5	2.0	1.27	1.0	注5②
情報通信研究機構	734.5	15.0	2.04	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	514.0	13.0	2.53	0.0	
森林総合研究所	1,206.5	35.5	2.94	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
水産総合研究センター	841.0	18.0	2.14	0.0	
水産大学校	132.0	2.0	1.52	0.0	
製品評価技術基盤機構	450.5	10.0	2.22	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	479.0	12.0	2.51	0.0	
造幣局	976.5	20.5	2.10	0.0	
大学入試センター	110.0	4.0	3.64	0.0	
大学評価・学位授与機構	136.5	4.0	2.93	0.0	
中小企業基盤整備機構	908.5	22.0	2.42	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	302.0	7.0	2.32	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,919.0	44.0	2.29	0.0	
電子航法研究所	90.5	1.0	1.10	0.0	
統計センター	856.5	17.0	1.98	0.0	
都市再生機構	3,646.0	82.0	2.25	0.0	
土木研究所	580.0	12.0	2.07	0.0	
日本学術振興会	155.0	4.0	2.58	0.0	
日本学生支援機構	628.5	13.0	2.07	0.0	
日本芸術文化振興会	297.0	7.0	2.36	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,389.5	100.0	2.28	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	-	-	-	-	注4
日本スポーツ振興センター	558.5	12.0	2.15	0.0	
日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	注4
日本貿易振興機構	1,103.0	23.0	2.09	0.0	
日本貿易保険	119.5	2.0	1.67	0.0	
年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	注4
農業環境技術研究所	289.0	6.0	2.08	0.0	
農業者年金基金	85.0	1.0	1.18	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	3,985.5	88.0	2.21	0.0	
農業生物資源研究所	708.5	14.5	2.05	0.0	
農畜産業振興機構	247.0	3.0	1.21	2.0	
農林漁業信用基金	106.0	2.0	1.89	0.0	
農林水産消費安全技術センター	653.5	18.0	2.75	0.0	
福祉医療機構	270.0	5.0	1.85	0.0	
物質・材料研究機構	1,174.0	26.0	2.21	0.0	
平和祈念事業特別基金	-	-	-	-	注4
防災科学技術研究所	246.5	4.0	1.62	1.0	
放射線医学総合研究所	667.5	14.5	2.17	0.0	
北方領土問題対策協会	-	-	-	-	注4
水資源機構	1,449.5	32.0	2.21	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	注4
理化学研究所	3,840.0	70.0	1.82	10.0	
労働安全衛生総合研究所	110.0	2.0	1.82	0.0	
労働者健康福祉機構	11,389.0	241.5	2.12	0.0	
労働政策研究・研修機構	122.0	2.5	2.05	0.0	
年金積立金管理運用	77.5	1.0	1.29	0.0	
北海道大学	4,839.0	107.0	2.21	0.0	
北海道教育大学	608.0	15.0	2.47	0.0	
室蘭工業大学	250.5	5.0	2.00	0.0	
小樽商科大学	154.0	4.0	2.60	0.0	
帯広畜産大学	214.5	4.0	1.86	0.0	
旭川医科大学	1,225.5	25.5	2.08	0.0	
北見工業大学	205.5	4.0	1.95	0.0	
弘前大学	1,682.5	29.0	1.72	6.0	
岩手大学	668.0	14.0	2.10	0.0	
東北大学	5,428.0	110.5	2.04	2.5	
宮城教育大学	255.5	9.0	3.52	0.0	
秋田大学	1,597.5	33.0	2.07	0.0	
山形大学	1,837.5	39.0	2.12	0.0	
福島大学	401.5	10.0	2.49	0.0	
茨城大学	594.0	15.0	2.53	0.0	
筑波大学	3,739.5	88.0	2.35	0.0	
筑波技術大学	153.0	22.0	14.38	0.0	
宇都宮大学	571.0	15.0	2.63	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
群馬大学	2,046.0	45.5	2.22	0.0	
埼玉大学	627.5	13.0	2.07	0.0	
千葉大学	2,892.5	63.0	2.18	0.0	
東京大学	9,222.5	194.5	2.11	0.0	
東京医科歯科大学	2,235.5	46.0	2.06	0.0	
東京外国語大学	308.0	7.0	2.27	0.0	
東京学芸大学	736.0	15.0	2.04	0.0	
東京農工大学	602.5	15.5	2.57	0.0	
東京芸術大学	413.5	6.0	1.45	2.0	注5③
東京工業大学	1,847.5	39.0	2.11	0.0	
東京海洋大学	362.0	12.0	3.31	0.0	
お茶の水女子大学	376.5	7.5	1.99	0.0	
電気通信大学	464.5	9.0	1.94	0.0	
一橋大学	570.0	11.5	2.02	0.0	
横浜国立大学	834.5	19.0	2.28	0.0	
新潟大学	2,649.5	51.5	1.94	3.5	
長岡技術科学大学	325.5	10.0	3.07	0.0	
上越教育大学	243.0	4.0	1.65	1.0	注5④
富山大学	2,004.0	44.0	2.20	0.0	
金沢大学	2,487.5	54.0	2.17	0.0	
福井大学	1,418.5	27.0	1.90	2.0	
山梨大学	1,459.5	36.0	2.47	0.0	
信州大学	2,239.0	51.0	2.28	0.0	
岐阜大学	1,788.5	38.5	2.15	0.0	
静岡大学	985.5	18.0	1.83	2.0	
浜松医科大学	1,201.5	14.0	1.17	11.0	
名古屋大学	4,216.0	82.5	1.96	5.5	
愛知教育大学	494.0	11.0	2.23	0.0	
名古屋工業大学	504.5	11.0	2.18	0.0	
豊橋技術科学大学	324.0	9.5	2.93	0.0	
三重大学	1,957.5	46.0	2.35	0.0	
滋賀大学	337.5	3.5	1.04	3.5	
滋賀医科大学	1,231.5	25.5	2.07	0.0	
京都大学	6,360.0	134.0	2.11	0.0	
京都教育大学	322.0	6.5	2.02	0.0	
京都工芸繊維大学	385.5	7.0	1.82	1.0	注5⑤
大阪大学	5,912.5	124.0	2.10	0.0	
大阪教育大学	570.0	17.0	2.98	0.0	
兵庫教育大学	254.5	8.0	3.14	0.0	
神戸大学	2,942.0	55.5	1.89	5.5	
奈良教育大学	183.5	1.0	0.54	2.0	
奈良女子大学	323.0	7.5	2.32	0.0	
和歌山大学	413.0	8.5	2.06	0.0	
鳥取大学	1,977.0	46.0	2.33	0.0	
島根大学	1,710.5	37.0	2.16	0.0	
岡山大学	3,160.0	73.0	2.31	0.0	
広島大学	3,000.0	68.5	2.28	0.0	
山口大学	2,180.0	52.0	2.39	0.0	
徳島大学	1,598.5	27.0	1.69	6.0	
鳴門教育大学	271.0	4.0	1.48	1.0	
香川大学	1,787.5	44.0	2.46	0.0	
愛媛大学	1,996.0	44.0	2.20	0.0	
高知大学	1,594.5	38.0	2.38	0.0	
福岡教育大学	351.0	10.0	2.85	0.0	
九州大学	5,049.5	112.5	2.23	0.0	
九州工業大学	524.5	12.0	2.29	0.0	
佐賀大学	1,781.0	30.5	1.71	6.5	
長崎大学	2,681.0	50.0	1.86	6.0	
熊本大学	2,087.5	39.0	1.87	4.0	
大分大学	1,555.5	36.0	2.31	0.0	
宮崎大学	1,711.5	33.0	1.93	2.0	
鹿児島大学	2,216.0	68.0	3.07	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
鹿屋体育大学	117.0	3.0	2.56	0.0	
琉球大学	1,914.5	41.0	2.14	0.0	
総合研究大学院大学	80.0	1.0	1.25	0.0	
政策研究大学院大学	112.5	2.0	1.78	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	232.0	4.0	1.72	0.0	
奈良先端技術大学院大学	408.0	8.0	1.96	0.0	
人間文化研究機構	514.5	15.0	2.92	0.0	
自然科学研究機構	1,058.5	17.5	1.65	4.5	
高エネルギー加速器研究機構	925.0	23.0	2.49	0.0	
情報・システム研究機構	693.0	14.5	2.09	0.0	
日本司法支援センター	1,189.5	27.0	2.27	0.0	
日本私立学校振興・共済事業団	1,476.5	29.0	1.96	2.0	
沖縄振興開発金融公庫	247.0	7.0	2.83	0.0	
国際協力銀行	608.0	13.0	2.14	0.0	
日本政策金融公庫	7,425.5	127.0	1.71	28.0	
日本年金機構	24,834.5	599.0	2.41	0.0	
全国健康保険協会	4,949.5	104.5	2.11	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 ① 航海訓練所においては、11月1日現在において、障害者の数2人、実雇用率1.41%、不足数0.0人となっている。
② 情報処理推進機構においては、10月18日現在において、障害者の数4人、実雇用率2.57%、不足数0.0人となっている。
③ 東京芸術大学においては、6月15日現在において、障害者の数8人、実雇用率1.92%、不足数0.0人となっている。
④ 上越教育大学においては、11月1日現在において、障害者の数5人、実雇用率2.06%、不足数0.0人となっている。
⑤ 京都工芸繊維大学においては、9月1日現在において、障害者の数8人、実雇用率2.06%、不足数0.0人となっている。
- 6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者*の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者*の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意! 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者*を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- 障害者雇用状況の報告
- 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 など



Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものはなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

- 障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク
- 職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- 各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



1. 趣旨

「障害者制度改革のための基本的な方向について」（平成22年6月閣議決定）を踏まえ、障害者雇用促進制度における障害者の範囲等について検討を行う。

2. 主な検討事項

- (1) 障害者雇用促進制度における障害者の範囲について
- (2) 雇用率制度における障害者の範囲等について
- (3) その他

3. 参集者（五十音順、敬称略。◎二座長）

阿部 一彦 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会理事
海東 千裕 株式会社高島屋人事部人事担当次長
杉山 豊治 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長
田中 伸明 弁護士
野中 猛 日本福祉大学研究フェロー
八木原 律子 明治学院大学社会学部社会福祉学科教授

◎今野 浩一郎 学習院大学経済学部経営学科教授
川崎 洋子 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長
田川 精二 NPO法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク理事長
田中 正博 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事
丸物 正直 SMBCグリーンサービス株式会社顧問

4. 開催状況（平成23年11月～平成24年7月 計9回開催）

第1回（平成23年11月18日） 障害者制度改革の動きと現行の制度等について、今後の研究会の進め方について等

第2回～第3回（平成23年12月～平成24年1月） 関係者ヒアリング 等

〔平成23年12月 日本身体障害者団体連合／日本盲人会連合／全日本手をつなぐ育成会／全国精神保健福祉会連合会
平成24年1月 日本てんかん協会／日本発達障害ネットワーク／日本難病・疾病団体協議会／東京障害者職業センター／ハロワーク府中〕

第4回～第8回（平成24年2月～6月） 論点整理

- ・ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲について
- ・ 雇用率制度における障害者の範囲等について
- ・ 雇用率制度に関するその他の論点 等

第8回～第9回（平成24年6月～7月） 研究会の取りまとめ ⇒ 平成24年8月3日 研究会の報告書 公表

障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会報告書概要 (平成24年8月3日)

障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとするわが国の障害者に係る制度の集中的な改革の一環として、労働及び雇用分野においては、障害者雇用促進法における障害者の範囲や雇用率制度における障害者の範囲等について検討が求められ、本研究会において検討を行い、報告書を取りまとめた。その主なものは以下のとおりである。

障害者雇用促進制度における障害者の範囲

- 現在の障害者雇用促進法における障害者については、「長期にわたる職業生活上の相当の制限」を個別に判断しており、例えば、障害者手帳を所持していない発達障害者、難治性疾患患者等で「長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」についても障害者雇用促進法の対象に含まれていることから、本来対象とすべき者が障害者とされていると評価できる。一方、障害者雇用促進制度における障害者の規定は、障害者基本法の改正を踏まえた表現とすべきとの意見もあり、障害者対象の曖昧さを排除する観点から、対象の明確化等について法制的な検討を行い、必要な見直しを行うことも考えられる。
- 就労の困難さに視点を置いた判断を行うに当たっては、心身機能・構造上の損傷といった医学モデルと社会環境といった社会モデルのどちらか一方の観点では十分ではなく、双方の観点をもって判断されることが必要であるが、現在の障害者雇用促進法では、医学的判断に加え、「長期にわたる職業生活上の相当の制限」を個別に判断しており、就労の困難さに視点を置いたものとなっていると評価できる。
なお、現行の判断の精度を高める観点から、医療、福祉、教育分野の支援機関からの情報や関係者との一層の連携などが重要である。

雇用率制度における障害者の範囲等

- 雇用義務制度は、雇用の場を確保することが極めて困難な者に対し、社会連帯の理念の下で、すべての企業に雇用義務を課すものである。企業が社会的な責任を果たすための前提として、①企業がその対象者を雇用できる一定の環境が整っていることが必要であり、また、②対象範囲は明確であり、公正、一律性が担保される必要がある。
- 精神障害者の雇用義務化については、これまでも継続的に議論がされてきたが、精神障害者に対する企業の理解の進展や雇用促進のための支援策の充実など、精神障害者の雇用環境は改善され、義務化に向けた条件整備は着実に進展してきたと考えられることから、精神障害者を雇用義務の対象とすることが適当である。
義務化の意味合いは非常に重く、企業の経営環境や企業総体としての納得感といった観点からは、実施時期については、精神障害者を雇用義務の対象とすることが適当であることを踏まえ、慎重に結論を出すことが求められる。

（雇用率制度における障害者の範囲等（続き））

- 精神障害者の雇用義務化にあたっては、企業内で理解を得られる環境作りが必要で、その対応を適切に行うとともに、個人と企業とのマッチングや定着を支援する体制や企業と外部の支援機関が連携して支援していく体制の充実が必要である。
- 精神障害者を雇用義務の対象とする際の対象者の把握・確認方法は、精神障害者の特性やプライバシーの配慮、公正、一律性等の観点から、精神障害者福祉手帳で判断することが適当である。
- 障害者手帳を所持しない発達障害者、難治性疾患患者等に対しても、障害特性に応じて適切な支援が受けられるようにすることが重要である。
現状としては、企業が雇用できる一定の環境が整っていないことから、企業における雇用管理ノウハウの蓄積や企業の雇用環境の改善をさらに進めていくとともに、地域の就労支援の体制作りやネットワークの構築を進めていくことなどが必要である。
また、対象範囲が明確でなく、公正、一律性が担保されていないことから、職業生活上の困難さを把握・判断するための研究を行っていくことが必要である。

雇用率制度に関するその他の論点

- 雇用義務制度におけるダブルカウント制度は、今後も重度障害者の雇用を促進していくためにも継続していくことが必要である。
- 特例子会社が、知的障害者をはじめとする障害者の雇用促進に果たしてきた役割は大きく、特例子会社制度は継続していくことが必要である。
一方、今後は、特別に配慮が必要な障害者の雇用の受け皿という機能のみならず、特例子会社で蓄積した障害者雇用に関するノウハウを他の企業に普及・啓発させる等の役割も期待される。
- 派遣労働者の雇用率カウントについては、引き続き、派遣労働者としての障害者雇用のニーズの動向等も見た上で検討する必要がある。

障害者

身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者 (法第2条第1号)

障害者雇用促進法の対象

身体障害者

障害者のうち、身体障害がある者であって別表(※1)に掲げる障害があるもの (法第2条第2号)

知的障害者

障害者のうち、知的障害がある者であって省令(※2)で定めるもの (法第2条第4号)

※知的障害者更生相談所等により知的障害があると判定された者

精神障害者

障害者のうち、精神障害がある者であって省令(※3)で定めるもの (法第2条第6号)
※次に掲げる者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にあるもの

精神障害者保健福祉手帳所持者

- ①統合失調症
 - ②そううつ病(そううつ病を含む)
 - ③てんかん
- ※①～③の手帳所持者を除く。

その他

障害者のうち、左記に該当しない者

- ・発達障害者
- ・難治性疾患患者等

雇用義務の対象

事業主は、…その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。 (法第43条第1項)

実雇用率算定の対象

(雇用義務等に係る規定の精神障害者である労働者についての適用に関する特例)

事業主が精神障害者である労働者を雇用しているときにおける同項(第43条第1項)の規定の適用については、…当該事業主が…当該精神障害者である労働者の数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

(法第71条第1項)

※当該規定における「精神障害者」は、法第69条の規定により「精神障害者保健福祉手帳所持者」に限定している。

(※1)障害者雇用促進法 別表

一 次に掲げる視覚障害で永続するもの

イ 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.1以下のもの

ロ 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの

ハ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの

ニ 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの

イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの

ロ 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの

ニ 平衡機能の著しい障害

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失

ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの

ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの

ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの

ホ 両下肢のすべての指を欠くもの

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

障害者雇用促進法施行令

(法別表第五号の政令で定める障害)

第二十七条 法別表第五号の政令で定める障害は、次に掲げる障害とする。

一 ぼうこう又は直腸の機能の障害 二 小腸の機能の障害 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 四 肝臓の機能の障害

(※2)障害者雇用促進法施行規則

(知的障害者)

第1条の2 法第2条第4号の厚生労働省令で定める知的障害がある者(以下「知的障害者」という。)は、児童相談所、知的障害者福祉法第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第19条の障害者職業センター(次条において「知的障害者判定機関」という。)により知的障害があると判定された者とする。

(※3)障害者雇用促進法施行規則

(精神障害者)

第1条の4 法第2条第6号の厚生労働省令で定める精神障害がある者(以下「精神障害者」という。)は、次に掲げる者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にあるものとする。

一 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

二 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)又はてんかんにかかっている者(前号に掲げる者に該当する者を除く。)

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

○ 一般民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 短時間労働者は、1人を0.5人としてカウント。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

※ 精神障害者については、雇用義務の対象ではないが、各企業の実雇用率の算定時には障害者数に算入することができる。

○ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

（参考） 現行の障害者雇用率（括弧内は平成25年4月1日から施行）

<民間企業>

一般の民間企業 = 1.8% (2.0%)

特殊法人等 = 2.1% (2.3%)

<国及び地方公共団体>

国、地方公共団体 = 2.1% (2.3%)

都道府県等の教育委員会 = 2.0% (2.2%)

精神障害者の雇用を取り巻く状況の変化

参考資料5-1

ハローワークなどにおける支援、助成金等の精神障害者の雇用促進のための施策メニューは、平成4年が5、平成14年が12、平成24年には21と着実に充実し、主な支援施策の実績は大幅に増加。

◎ 主な支援施策の実績 ◎

主な支援施策	平成14年度	平成18年度	平成23年度
①ハローワークにおける就職件数	1,890件	6,739件	18,845件
(企業における雇用者数(障害者雇用状況報告))		1,917.5	16,607.0(H24)
②障害者就業・生活支援センターの登録者数	499人	4,654人	26,718人
③地域障害者職業センターの利用者数	2,498人	5,620人	10,278人
④特定求職者雇用開発助成金の支給件数	—	1,955件(H19)	6,736件
⑤トライアル雇用の雇用開始者数	188人	973人	2,830人
⑥精神障害者雇用トータルサポーターの新規対象者数		4,292人(H20)	9,732人
⑦精神障害者等ステップアップ雇用奨励金の雇用開始者数		173人(H20)	327人
⑧地域障害者職業センターのジョブコーチ支援対象者数	163人	574人	736人
⑨地域障害者職業センターにおけるリワーク支援の対象者数		509人	1,953人
⑩医療機関等との連携による精神障害者等のジョブガイダンス事業の延べ対象者数		1,017人	1,779人

※それぞれ精神障害者の実績のみの数字を計上

発達障害者・難治性疾患患者の雇用を取り巻く状況の変化

◎ 主な支援施策の実績 ◎

主な支援施策		平成14年度	平成18年度	平成23年度
発達障害者	①ハローワークにおける就職件数	—	110件 →	320件
	②障害者就業・生活支援センターの登録者数	—	—	2,306人
	③地域障害者職業センターの利用者数	—	1,291人 →	4,776人
	④発達障害者雇用開発助成金の支給件数		2件 (H21) →	63件
	⑤トライアル雇用の雇用開始者数	—	—	—
	⑥若者コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの新規対象者数		445人 (H19 5局) →	2,627人 (34局)
	⑦精神障害者等ステップアップ雇用奨励金の雇用開始者数		— (H22)	3人
	⑧地域障害者職業センターのジョブコーチ支援対象者数	—	—	610人
	⑨発達障害者に対する専門的支援		11人 (H19 2所)	144人 (13所)

難治性疾患患者	①ハローワークにおける就職件数	—	36件 →	548件
	②障害者就業・生活支援センターの登録者数	—	—	288人
	③地域障害者職業センターの利用者数	—	—	210人
	④難治性疾患患者雇用開発助成金の支給件数		11件 (H21) →	236件
	⑤トライアル雇用の雇用開始者数	—	—	—
	⑥地域障害者職業センターのジョブコーチ支援対象者数	—	—	4人

※1 それぞれ発達障害者、または難治性疾患患者の実績のみの数字を計上。

※2 「—」の部分については、発達障害者、または難治性疾患患者に関する数字は把握していないが、「その他の障害(発達障害、高次脳機能障害、難病など)」の数字は把握している。

※3 発達障害者の②③⑥⑧⑨、難治性疾患患者の②③⑥は手帳の有無に関わらず発達障害または難治性疾患を主たる障害とする者の数字。その他は、手帳を所持しない者の数字。

精神障害者に対する雇用支援施策

◎精神障害者を対象とした支援施策

① 障害者雇用率制度における精神障害者の特例

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を各企業の雇用率（実雇用率）に算定。短時間労働者である精神障害者についても0.5人分として算定。（平成18年4月から実施）

② 精神障害者雇用トータルサポーターの配置

精神障害の専門的知識を有する「精神障害者雇用トータルサポーター」をハローワークに配置し、精神障害者等の求職者に対して専門的なカウンセリング、就職準備プログラム及び事業主への意識啓発等の支援を実施。

③ 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金

一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用」に取り組む事業主に対し奨励金を支給。

④ 精神障害者雇用安定奨励金

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給。

⑤ 精神障害者に対する総合的雇用支援

地域障害者職業センターにおいて、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置し、主治医等との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る様々な支援ニーズに対して、総合的な支援を実施。（全国47センターで実施）

⑥ 医療機関等との連携によるジョブガイダンス事業

ハローワークから医療機関等に出向いて、利用者向けの就職活動に関する知識や方法等についてガイダンス及び職員向けの精神障害者等の雇用状況等に関するガイダンスを実施することにより、就職に向けた取組を的確に行えるよう援助を実施。

◎精神障害者が利用できる主な支援施策

① ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施。

併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施。

② 特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成。

③ 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所が、障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、障害者雇用に取り組むきっかけをつくり、常用雇用への移行を目指す。

④ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

職場への円滑な適応を図るため、職場にジョブコーチが出向いて、障害者及び事業主双方に対し、仕事の進め方やコミュニケーションなど職場で生じる様々な課題や職場の状況に応じて、課題の改善を図るための支援を実施。

⑤ 職場支援従事者配置助成金

重度知的障害者又は精神障害者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場支援従事者の配置を行う事業主に対して、助成金を支給。

⑥ 障害者就業・生活支援センター事業

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施。（24年11月現在：316か所）

精神障害者に対する雇用支援策の推移

	~H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
1. 雇用率制度																			実雇用率の算定(H18~)
2. ハローワークにおける職業相談、職業紹介等																			ハローワークにおける職業相談、職業紹介等(S63~) 精神障害者ジョブカウンセラーの配置(H9~) 精神障害者就職サポーターの配置 (H20~) 精神障害者雇用トータルサポーターの配置 (H23~) ハローワークにおける求人開拓(H10~)
3. 助成金																			納付金制度に基づく助成金の支給(H4~) 特定求職者雇用開発助成金(H4~) トライアル雇用(H11~) 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金 (H20~) 精神障害者雇用安定奨励金 (H22~) 職場支援従事者助成金 (H23~)
4. 就労支援機関における支援																			障害者職業センターにおける職業評価、職業準備訓練等(S63~) 障害者就業・生活支援センター(H14~) 障害者職業センターによるジョブコーチ事業(H14) 職場適応援助者助成金(H17.10~) 精神障害者総合雇用支援(H17.10)
5. 就労支援ノウハウの普及・啓発																			精神障害者職業自立等啓発事業 (H11~) 働く障害者からのメッセージ発信事業 (H18~) 精神障害者雇用促進モデル事業の実施 (H21~) 精神障害者雇用管理ノウハウの蓄積・普及事業 (H23~)
6. 福祉、医療機関等との連携																			医療機関等との連携によるジョブガイダンス事業(H8~) ハローワークを中心とした「チーム支援」(H18~)
7. 職業訓練																			精神障害者に対する職場適応訓練(S61~) 職業能力開発校における職業開発(H4~) 障害者の態様に応じた多様な委託訓練 (H16~)

精神障害者の雇用への理解促進のための周知・啓発の状況

働く精神障害者からのメッセージ発信事業

平成14年度から、一部見直しを含め実施しており、企業などで就労している精神障害者からのメッセージ等を伝えるセミナーをブロック別で実施。

【平成23年度のセミナー開催状況】

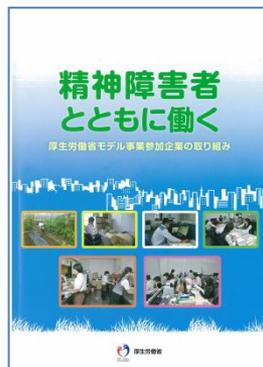
開催場所： 埼玉、東京、山梨、三重、鹿児島
参加者： 計1,285人

精神障害者雇用促進モデル事業

精神障害者の雇用の経験やノウハウが十分でない企業に、雇用促進のための取組を委託し、ノウハウを構築するモデル事業を実施(平成21～22年度)。平成23年度からその成果を普及する啓発事業を実施。

【実績】

- モデル事業の実施(平成21～22年度)
新規雇用者数： 10企業で68名
- 成果発表会を開催(平成23年2月)
参加者： 約250人
- 事例集(右参照)の作成(平成23年度) 部数： 1,450部
- モデル事業ブロック別セミナーを6箇所で開催(平成23年度～)
参加者： 計1,364人



高齢・障害・求職者雇用支援機構による マニュアル・ガイドブック

精神障害者の雇用促進に向けた技法や調査研究の成果をガイドブック等にまとめ、企業等に配付し、就労支援・雇用管理ノウハウの普及を図っている。

- ①精神障害者雇用管理マニュアル(平成7年3月初版、平成23年3月改訂) 部数： 30,500部
- ②精神障害者のための職場改善好事例集—平成21年度障害者雇用職場改善好事例集の入賞事例から—(平成22年1月) 部数： 10,000部
- ③コミック版障害者雇用マニュアル 精神障害者と働く(平成19年3月) 部数： 20,000部
- ④精神障害者相談窓口ガイドブック(平成11年度初版、平成21年3月改訂) 部数： 7,500部
- ⑤精神障害者雇用管理ガイドブック(平成24年2月) 部数： 10,000部



発達障害者に対する雇用支援施策

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

(1) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センター等に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、きめ細かな個別相談、支援を実施する。

※就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)の配置(安定所)
平成24年度:39局64名

(2) 発達障害者の就労支援者育成事業

発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を実施することにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施する。

※実施箇所数:10箇所(職場実習は47局)

(3) 発達障害者雇用開発助成金

発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、発達障害者について、ハローワークの職業紹介により雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。

(4) 発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及び地域障害者職業センターにおける「発達障害者就労支援カリキュラム」の実施

発達障害者の雇用促進に資するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて発達障害者の就労支援に関する研究を行うとともに、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及びその蓄積を図る。

また、これら技法開発の成果を活用し、地域障害者職業センターの一部で「発達障害者就労支援カリキュラム」を実施し、発達障害者に対する支援の充実を図る。

※(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構交付金事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

(1) ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施する。併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

(2) 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所が、障害者を短期の試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れることにより、障害者雇用に取り組むきっかけをつくり、常用雇用への移行を目指す。

(3) 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

障害者が職場に適応できるよう、地域障害者職業センター等に配置されているジョブコーチが職場に出向いて直接的・専門的支援を行うとともに、事業主や職場の従業員に対しても助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案する。

(4) 障害者就業・生活支援センター事業

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施する。
(平成24年11月現在:316か所)

(5) 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金

一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用」に取り組む事業主に対し奨励金を支給する。
(平成22年10月から対象)

(6) 医療機関等との連携によるジョブガイダンス事業

ハローワークから医療機関等に出向いて、利用者向けの就職活動に関する知識や方法等についてガイダンス及び職員向けの精神障害者等の雇用状況等に関するガイダンスを実施することにより、就職に向けた取組を的確に行えるよう援助を実施する。
(平成22年10月から対象)

難治性疾患患者に対する雇用支援施策

◎難治性疾患患者を対象とした支援施策

(1) 難治性疾患患者雇用開発助成金

(平成21年度から実施)

難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行う。

(2) 難病者の雇用管理に関する情報提供の実施

(平成23年度から実施)

「難病のある人の雇用管理の課題と雇用支援のあり方に関する研究」(平成21～22年度)の研究成果を踏まえ、難病のある人の就労の現状等に関するリーフレットを作成し、企業での雇用管理や地域での就労支援のポイント等について情報提供を行う。

※(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構交付金

(3) 難病患者就労支援事業

(平成19年度から実施)

障害者の就労支援策を参考に都道府県及び難病相談・支援センターが中心となって、難病患者への就労支援事業を実施・評価することとし、国はその実施状況を各都道府県に還元し、各都道府県独自での取り組みを促進する。

(担当：健康局疾病対策課)

◎難治性疾患患者が利用できる支援施策

(1) ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施する。

併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

(2) 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所が、障害者を短期の試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れることにより、障害者雇用に取り組むきっかけをつくり、常用雇用への移行を目指す。

(3) 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

障害者が職場に適応できるよう、地域障害者職業センター等に配置されているジョブコーチが職場に出向いて直接的・専門的支援を行うとともに、事業主や職場の従業員に対しても助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案する。

(4) 障害者就業・生活支援センター事業

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施する。

(平成24年11月現在：316か所)

「特例子会社」制度

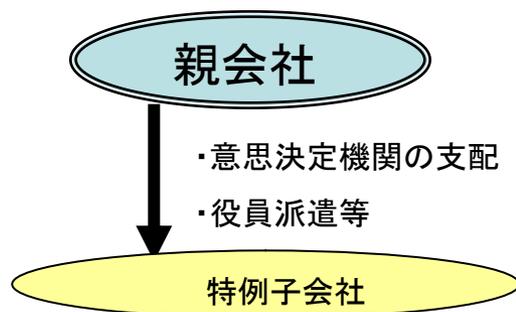
1. 概要

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。

一方、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としている。

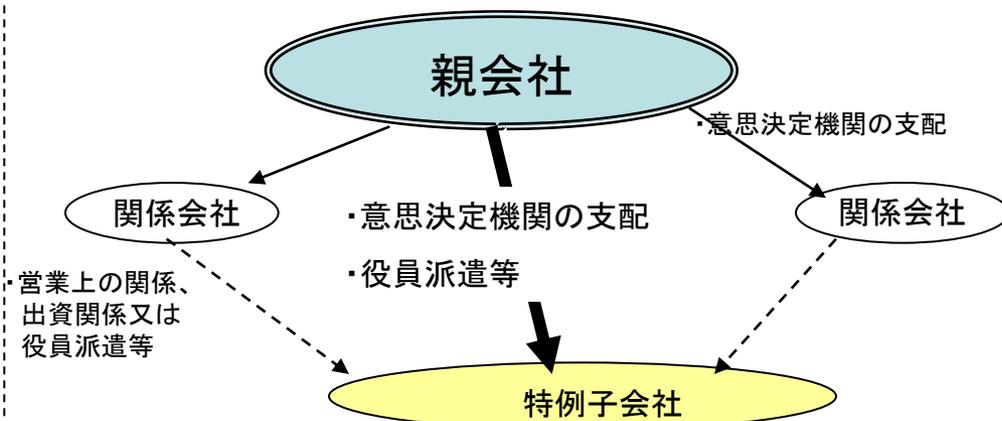
〔特例子会社制度〕



→特例子会社を親会社に合算して実雇用率を算定

平成24年5月末現在 349社

〔グループ適用〕



→関係会社を含め、グループ全体を親会社に合算して実雇用率を算定

平成24年5月末現在 159グループ

2. 特例子会社によるメリット

(1) 事業主にとってのメリット

- 障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- 職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。
- 障害者の受け入れに当たっての設備投資を集中化できる。
- 親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。

(2) 障害者にとってのメリット

- 特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- 障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保される。

3. 雇用状況

	15.6.1	16.6.1	17.6.1	18.6.1	19.6.1	20.6.1	21.6.1	22.6.1	23.6.1	24.6.1
特例子会社数 (社)	129	153	174	195	219	242	265	283	319	349
障害者数 (人)	5,760	6,861	7,838	9,109.0	10,509.5	11,960.5	13,306.0	14,562.5	16,429.5	17,743.5
うち身体	4,425	5,078	5,629	6,127	6,639	7,107	7,470	7,752	8,168.5	8,384
うち知的	1,335	1,783	2,209	2,932	3,721	4,612	5,478	6,356	7,594.5	8,470.5
うち精神	-	-	-	50.0	149.5	241.5	358.0	454.5	666.5	889
障害者数(人) 【実人員】	(3,491)	(4,186)	(4,853)	(5,695)	(6,650)	(7,679)	(8,635)	(9,516)	(10,883)	(11,892)